湊川取水場ポンプ室補強工事

図面番号	図　面　名　称	縮尺
	【意匠】	
A-1	案内図・配置図	1/250
A-2	建築改修工事特記仕様書(1)	—
A-3	建築改修工事特記仕様書(2)	—
A-4	建築改修工事特記仕様書(3)	—
A-5	平面図・仮設計画図(参考)	1/100
A-6	平面図・立面図・断面図	1/50
	【構造】	
S-1	建築改修工事特記仕様書(構造1)	—
S-2	建築改修工事特記仕様書(構造2)	—
S-3	構造関係共通事項1	—
S-4	構造関係共通事項2	—
S-5	構造関係共通事項3	—
S-6	配筋詳細図	1/20
	【設備】	
E-1	電気設備工事特記仕様書(1)	—
E-2	電気設備工事特記仕様書(2)	—
E-3	電気設備図	1/100

配置図　S=1:250

湊川取水場

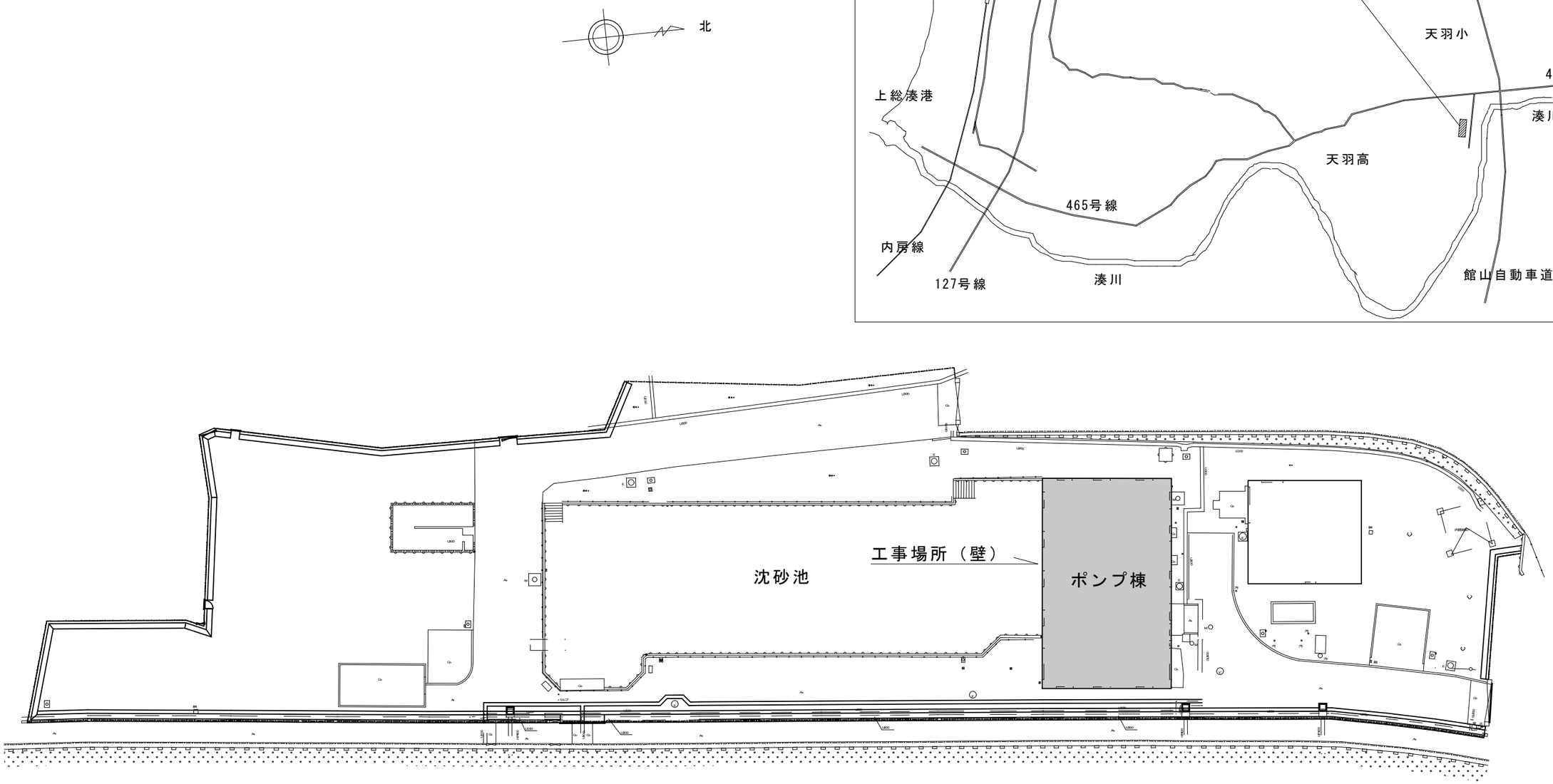

案内図

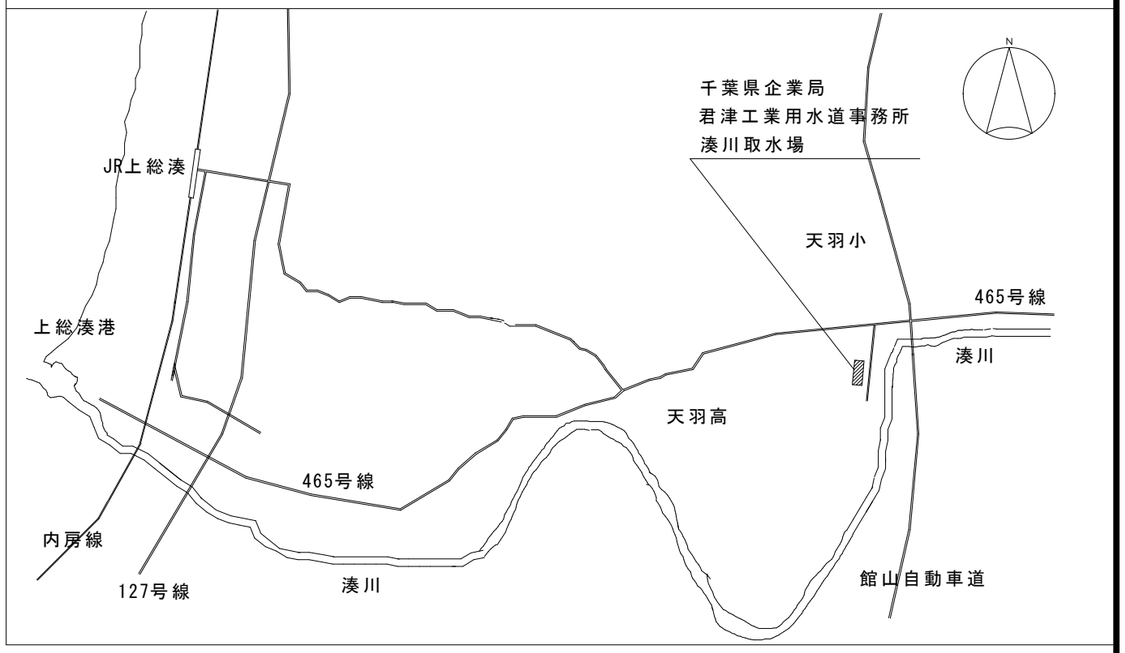

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	案内図・配置図		
作成年月日	令和 ８年　７月		
縮尺	１／２５０	図面番号	Ａ－１
会社名			
事業者名	千葉県企業局 君津工業用水道事務所		

工事名称　　湊川取水場ポンプ室補強工事

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1 工事場所　　千葉県富津市数馬７

2 改修建物概要

建 物 名 称	構　造	階　数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	備　考
湊川取水場	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	2	351.5	550.5	

3 工事内容　（● 印の付いた種目）

○ 防水改修工事　　○ 屋根改修工事　　○ 外壁改修工事
○ 建具改修工事　　○ 内装改修工事　　○ ユニット及びその他の工事
○ 塗装改修工事　　○ 環境配慮改修工事　　○ その他
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿　　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿　　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

● 耐震改修工事
● 構造壁設置（鉄骨ブレース壁＿＿＿箇所、RC造＿３＿箇所、＿浸水対策補強壁設置＿＿＿＿＿）
○ 柱設置（RC造＿＿＿箇所、S柱 ＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○ 柱補強（鉄板巻き＿＿＿箇所、RC増打＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

Ⅱ　建築改修工事仕様

1 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●を付けたものを適用する。
●公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
●公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「標準仕様書」という。）
○建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）図、機械設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）図による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に●印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。（●印が付かない場合は⊗印の付いたものを適用する。）
(3) 特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。
(5) 構造改修については、別記構造特記仕様による。

章	項　目	特　記　事　項
1 各部共通事項	● 1 適用基準等	●建築工事標準詳細図　（令和4年） ●営繕工事写真撮影要領　（令和5年） ●建築工事安全施工技術指針　（平成27年） ●建設工事公衆災害防止対策要綱　（令和元年） ○千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル　（平成30年） ○公共建築木造工事標準仕様書　（令和7年） ●デジタル工事写真の小黒板情報電子化について　（国技建管第6号　令和5年3月15日） ○施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック（平成19年3月） ○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	● 2 工事実績情報の登録	[1.1.4] 最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　　変更契約締結後10日以内 (3) 工事完成時　　工事完成後10日以内
	● 3 発生材の処理等	[1.3.12] 発生材の処理等は、別記－１「建設副産物の処理」による。
	○ 4 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速（Vo＝＿＿ m/s） 地表面粗度区分（　○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ　） ○積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（＿＿＿＿）
	● 5 電気保安技術者	[1.3.3] ●自家用電気工作物　　○一般電気工作物 ただし、自家用電気工作物の場合は[1.3.3(1)～(3)]の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県企業局工業用水道事務所にかかる自家用電気工作物保安規定第11条に定める君津工業用水道事務所長の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	● 6 工事用電力設備の保安責任者	[1.3.4] 工事用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県自家用電気工作物保安規程第26条第3項の規定による「自家用電気工作物使用区域変更届出書」の作成に必要な資料を提出すること。

● 7 条件明示項目　　[1.3.5]

フレックス工期契約制度
○適用する　工事着手期限　（令和＿年＿月＿日）、工期の終期日（令和＿年＿月＿日）
留意事項（千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領第5条）
(1) 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。
(2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
(3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
(4) 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。
(5) 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
(6) 工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。
（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）
●適用しない

猛暑による作業不能日数
○本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
(1) 作業不能日数：１日間（工期の始期は令和８年９月１０日で算定）
(2) 上記(1)は、環境省が公表する関東地方 千葉県 木更津地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWGBT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。
(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉県 木更津地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

工事を施工しない日・時間帯
○令和＿年＿月＿日　～＿年＿月＿日　＿：＿　～＿：＿
○令和＿年＿月＿日　～＿年＿月＿日　＿：＿　～＿：＿

資材置場及び駐車場所
●　敷地内　　○敷地外（　○無償　　○有償）
（千葉県＿＿市＿＿町＿＿丁目＿番地＿号）

部分使用
○有り　　●無し
令和＿年＿月＿日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。
部分使用箇所　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

● 8 環境への配慮　　[1.4.1]
建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
(4) (1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

● 9 材料の品質等　　[1.4.2]
1 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
3 標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4 本工事に使用する材料のうち、5 に指定する材料の製造業者等は、次の(1)から(6)の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。
ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
(1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
(2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
(3) 安定的な供給が可能であること。
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。
5 製造業者等に関する資料の提出を求める材料
床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた

●10 材料の試験　　[1.4.5]
コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、（公財）千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。

●11 ワンデーレスポンス
本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち（２４時間以内）」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
(1) 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。
(2) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

●12 石綿含有建材の調査　　[1.5.1]
調査
●石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
貸与資料（＿既存建築物設計図書＿）
●分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析方法（JIS A 1481-1)または（JIS A 1481-2）	定量分析方法（JIS A 1481-3)、(JIS A 1481-4)または(JIS A 1481-5)
複層塗材E	● 1　（箇所）	○＿＿（箇所）
＿＿＿＿＿	○＿＿（箇所）	○＿＿（箇所）
＿＿＿＿＿	○＿＿（箇所）	○＿＿（箇所）

サンプル数　　１箇所あたり３サンプル
採取箇所
○図示による　　●ドライエリア外壁

○13 技能士　　[1.7.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　○ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ○ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○合成ゴム系ｼｰﾄ防水工事作業 ○塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　○ﾓﾙﾀﾙ系防水工事作業 ○ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ○ＦＲＰ防水工事作業　○左官作業　○内外装板金作業
外壁改修工事	○左官作業　○タイル張り作業　○建築塗装作業
建具改修工事	○ビル用サッシ工事作業　○ガラス工事作業
内装改修工事	○自動ドア施工作業 ○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　○ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ○ボード仕上げ工事作業　○鋼製下地工事作業 ○塗装作業　○大工工事作業　○タイル張り作業
塗装改修工事	○建築塗装作業
耐震改修工事	○鉄筋組立作業　○型枠工事作業　○とび作業
ブロック工事	○コンクリートブロック工事作業
ＡＬＣ工事	○ＡＬＣパネル工事作業
石工事	○石張り作業
植栽工事	○造園工事作業

○14 化学物質の濃度測定　　[1.7.10]
施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。
測定対象物質は、次による。
○学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン
○庁舎、住宅等　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
着工前の測定　　○行う　　○行わない
測定対象室　　○図示　　○＿＿＿＿＿
測定箇所数　　○図示　　○＿＿＿＿＿
測定時間　　⊗24時間　　○＿＿＿＿＿
（「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（平成24年4月5日　国営整第4号）、「官庁営繕部における平成１５年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」参照）
測定はパッシブ型採取機器により行う。
その他、濃度測定方法等については、監督職員の指示による。

○15 中間検査　　[1.8.2]
○中間検査を実施する　（回数：＿回）
実施時期：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
中間検査の範囲　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○本工事が低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。
(1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として２ヶ月に１回、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。
(2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

●16 完成時の提出図書等　　[1.9.1～3][表1.9.1]
工事完成時の提出図書等は以下のものとする。

提出図書等	仕様		部数
⊗完成図面	○図面（A1版）折りたたみ製本 ○図面（＿版）見開き製本	サイズ　○A4 版 ○＿版	⊗ 1 部 ○＿部
⊗工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの		⊗ 1 部 ○＿部
○完成写真	○　キャビネ判 ○＿＿＿＿＿＿＿＿	撮影箇所　○ 2箇所 ○＿箇所	○ 1 部 ○＿部
⊗保全に関する資料			⊗ 1 部 ○＿部
⊗電子成果品	電子納品による		⊗ 2 部 ○＿部

⊗完成写真の撮影者は、監督職員が承諾した撮影者とする。

●17 ＣＡＤデータ　　設計図ＣＡＤデータ　⊗貸与する　　○貸与しない
貸与するＣＡＤデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。

●18 電子納品
1 本工事は、電子納品の対象工事である。
電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。
2 ~~工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を、携行すること。~~
3 ~~工事完成検査後は、速やかに電子媒体１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンター に送付すること。また、その後、センター から発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。~~
なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合、受注者は修正作業を行わなければならない。
4 「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。

●19 施工図等の取扱　　施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

●20 施設点検　　本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、１年目及び２年目に施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、君津工業用水道事務所から依頼があり次第、施設点検に立ち会い協力するものとする。

●21 埋設配管・配線及び鉄筋調査　　あと施工アンカー工事
建築改修工事特記仕様書（構造）第5章による。

コア抜き、はつり工事等
⊗既存資料調査
●探査機（電磁波レーダー法又は電磁誘導法）による探査
配管　配線等の位置の墨出しを行う。
範囲　　⊗図示　　●壁撤去箇所
○既存躯体への穿孔
⊗穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
○放射線透過試験
労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
(1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
(2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射機より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
(3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
(4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
(5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。
撮影枚数＿＿＿枚
フィルムサイズ　＿＿＿＿
コンクリート厚さ　＿＿＿cm

●22 設備工事との取合い　　設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
施工範囲は別記－２　（工事区分表）　による。

●23 設計ＧＬ　　⊗図示　　●設計ＧＬ＝現状ＧＬ

●24 安全対策
1 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することが必要な場合は、「工事関係者連絡会議」を設置すること。
2 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。

●25 保険等
1 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。
2 「建設業退職金共済制度」に基づく「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」は工事契約締結後、１か月以内に提出すること。
3 法定外の労災保険に加入し、工事着手までに保険証券の写し又はこれに代わるものを提出すること。

●26 過積載による違法運行の防止
工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。
(1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
(2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
(3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。
(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じること。

●27 工事現場管理　　受注者は、工事の施工にあたっては、不法　違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

●28 環境対策　　受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図ること。
(1) 受注者は、施工計画書“環境対策”内に、下記の項目について記載するものとする。
○大気汚染対策　　●騒音、振動対策　　○水質汚濁対策
○地盤沈下対策　　●防塵対策　　●一般廃棄物対策　　○交通障害対策
○その他　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
(2) 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。
(3) 特定粉じん排出等作業（法定外建築物　作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。
(4) 本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。
(5) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。
(6) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。

●29 創意工夫等　　受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	建築改修工事特記仕様書（1）		
作成年月日	令和　８年　７月		
縮 尺		図面番号	Ａ－２
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

2 仮設工事

● 1 騒音 粉じん等の対策

[2.1.3]

○防音パネル ●防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
○図示 ○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

● 2 足場その他

[2.2.1][表2.2.1]

1 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1 (2) によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。
2 棚足場については、計算により安全性を確認すること。
3 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

●内部足場 種別 ●脚立、足場板等 ●ｸﾘｯﾋﾟ緊結本足場
●外部足場 ●設置する ○設置しない
防護シートによる養生 ⊠行う ○行わない
ネット養生シート（⊠防炎Ⅰ類 ○防炎Ⅱ類 ○＿＿＿＿＿＿）

材料、撤去材料等の運搬方法
○Ａ種 ⊠Ｂ種 ○Ｃ種 ●Ｄ種 ○Ｅ種
○その他 （ダストシュート）
Ｃ種 利用可能なエレベーター（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
Ｄ種 利用可能な階段 （＿外部階段＿＿＿＿＿）

● 3 既存部分の養生

[2.3.1]

1 養生の方法等
●既存部分 養生方法 ⊠ビニールシート 合板等 ○＿＿＿＿＿
○既存家具、既存設備等 養生方法 ⊠ビニールシート等 ○＿＿＿＿＿
○既存ブラインド、カーテン等
養生方法 ○ビニールシート等 ○＿＿＿＿＿
保管場所等 ○指定場所に保管、再取付け ○撤去、処分
備品、机、ロッカー等の移動 ○行わない ○行う（図示）
2 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

● 4 仮設間仕切り

[2.3.2][表2.3.1]

1 仮設間仕切り及び仮設扉の設置場所 ●図示 ○＿＿＿＿＿＿＿
2 仮設間仕切りの種別と材質

種 別	下 地	仕上材（厚さ mm）	塗 装	充填材
●Ａ種	○木	○せっこうボード（⊠ 9.5 ○＿＿）	○片面	⊠あり
	●軽量鉄骨	種類（○＿＿＿＿＿＿＿＿）	●なし	●なし
○Ｂ種		●合板（⊠ 9.0 ●＿12.0＿＿）		
		材種（＿＿＿＿＿＿＿＿）		
⊠Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材 ⊠グラスウール 32ｋ（厚：50mm以上）
3 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材 質	仕上材（厚さ mm）	塗 装	設 置 場 所	充填材
⊠木扉	⊠合板張り程度	⊠なし	⊠図示 ○＿＿か所	○あり
○鋼扉	○＿＿＿＿＿	○片面		●なし

充填材 ⊠グラスウール 32ｋ（厚：50mm以上）

● 5 監督職員事務所

[2.4.1]

○既存建物内の一部を利用する ○構内に設置する ●設けない
監督職員事務所の規模
○１０㎡程度 ○２０㎡程度 ○３５㎡程度 ○ユニットハウス程度

○ 6 監督職員事務所の備品等

○下記のものを常備する
机、椅子、書棚、ゴム長靴、保護帽子、消火器、打合せテーブル、検査用機器等

● 7 工事用水

構内既存の施設 ⊠利用できない
●利用できる （ ⊠有償 ○無償 ）
有償、無償に関係なく子メーターを設置する

● 8 工事用電力

構内既存の施設 ⊠利用できない ○利用できる （ ⊠有償 ○無償 ）

● 9 仮囲い等

仮囲い ⊠成型鋼板 Ｈ＝＿＿m Ｌ＝＿＿m
●ガードフェンス Ｈ＝１．８ｍ Ｌ＝９．０ｍ
○カラーコーン及びコーンバー Ｈ＝０．７ｍ Ｌ＝＿＿m
出入口 ○シートゲート Ｈ＝＿＿m Ｌ＝＿＿m ＿＿箇所
○キャスターゲート Ｈ＝１．８ｍ Ｌ＝＿＿m ＿＿箇所

●10 仮設道路

○砕石敷き （厚さ＿＿mm 幅 ＿＿mm） Ｌ＝＿＿m
（砕石は、再生クラッシャラン Ｇ を使用）
●鋼板敷 （長さ３ｍ 幅１．５ｍ 厚さ２２mm ） ＿8＿枚

●11 交通誘導員

配置人数＿3＿人
配置期間 搬出入時
配置場所 ●図示 ○＿＿＿＿＿＿

3 防水改修工事

○ 1 施工数量調査

[1.6.2、3]

調査範囲 ○図示 ○＿＿＿＿＿
調査方法 ○図示 ○＿＿＿＿＿
既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ○図示 ○＿＿＿＿＿
調査報告書 提出部数 ○２部 ○＿＿＿＿＿

○ 2 降雨等に対する養生方法（とい共）

[3.1.3]

⊠改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。 ○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 3 既存防水の処理

[3.1.4] [3.2.3、4、6]

既存保護層の撤去 ○行う（範囲 ○図示 ○＿＿＿＿＿＿）
○行わない
既存防水層の撤去 ○行う（範囲 ○図示 ○＿＿＿＿＿＿）
○行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
○行う（○M4AS ○M4ASI ○M4C ○M4DI ○L4X） ○行わない

○ 4 既存下地の処理

[3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 ○図示 ○＿＿＿
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 ⊠改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による ○＿＿＿
設備機器架台、配管請部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層端末部の納まり部の処理 ○図示 ○＿＿＿

● 8 塗膜防水

[3.6.2～4][表3.6.1～3]

新設防水層（ウレタンゴム系塗膜防水）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○P0X	⊠X-1 ○X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚン ○設ける ○設けない
○L4X ●新規	○X-1 ⊠X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿	地下階床壁部	⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ●設けない

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類 ⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿
設置数量 ⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿個

新設防水層（ゴムアスファルト系塗膜防水）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
○P1Y	⊠Y-2 ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	○保護モルタル ○保護コンクリート 厚さ（ mm）
○P2Y	⊠Y-2 ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	○保護モルタル ○保護コンクリート 厚さ（ mm）

● 9 シーリング

[3.1.4][3.7.2～8]

シーリング改修工法の種類
●シーリング充填工法
○シーリング再充填工法
○拡幅シーリング再充填工法
○ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ○適用する ○適用しない
エッジング材張り ○適用する ○適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類（記号）
壁周囲・床周囲	ＭＳ－２

仕上げを行わない施工箇所 ○図示 ○＿＿
シーリング材の目地寸法 ⊠図示 ○＿＿
接着性試験 ⊠簡易接着性試験 ○引張接着性試験

○ＰＣＢ含有シーリング材の処理
⊠ 8-3「ＰＣＢ含有シーリング材の処理」による

○10 保証年限

○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水 10年
○合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水 ○10年 ○15年
○塗膜防水 5年 (X-1工法は、10年)
⊠受注者は、防水施工業者及び材料メーカーと連名で年限保証する。

○11 とい

[3.8.2、3][表3.8.1]

といその他の材種
○配管用鋼管 ○硬質ポリ塩化ビニル管 ○ルーフドレン
○表面処理鋼板 ○＿＿＿＿＿
ルーフドレンの種別及び呼び

種別		呼び	施工箇所
○ろく屋根用たて形Ⅰ型	⊠ねじ込み式	○80 ○100 ○125 ○150	
○ろく屋根用横形Ⅰ型	○ねじ込み式	○80 ○100 ○125 ○150	
○バルコニー中継用	⊠ねじ込み式	○50 ○80 ○100	
	○差し込み式	○50 ○75 ○100	
○バルコニー用	⊠ねじ込み式	○50 ○80 ○100	
	○差し込み式	○50 ○75 ○100	

とい受金物の材種、形状及び取付け間隔 ⊠改修標準仕様書表3.8.2による ○＿＿
足金物の材種、形状及び取付け間隔 ⊠改修標準仕様書表3.8.2による ○＿＿
多雪地域の場合の軒どいの取付け間隔 ⊠0.5mm 以下
防露材のホルムアルデヒド放散量 ⊠Ｆ☆☆☆☆
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法 ⊠図示 ○＿＿＿
鋼管製といの防露巻き ⊠改修標準仕様書表3.8.4による ○＿＿＿
たてどい受金物の取付け ⊠図示 ○＿＿＿
ルーフドレンの取付け ⊠水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

○12 アルミニウム製笠木

[3.9.2、3][表3.9.1]

種類 ○押出形 （○押出250形 ○押出300形 ○押出350形 ）
○板材折曲げ形（○ オープン形式 ○ シール形式 ）
本体幅（＿＿）mm 板厚（⊠2.0mm ○＿mm ）

表面処理 種別（＿＿）種
色合 ○標準色（＿＿＿＿＿＿） ○特注色（＿＿＿＿＿＿）
既存笠木等の撤去 ○行う（範囲 ○図示 ○＿＿＿＿＿＿）
○ 行わない
下地補修の工法 ⊠図示 ○＿＿＿＿
板材折曲げ形の笠木の取付方法 ⊠図示 ○＿＿＿＿
笠木の固定金具の工法等
1-4 適用区分による風圧力の（○1 ○1.15 ○1.3）倍の風圧力に対応した工法

4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁等改修

○ 1 既存塗膜等の除去及び下地処理

[4.5.4][表4.5.4～7]

工 法	処理範囲	下地処理（下地のひび割れ部等の補修）
○サンダー工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	○ひび割れ部改修工法 ○浮き部改修工法 ○欠損部改修工法
○高圧水洗工法 加圧力 ⊠30MPa程度以上	⊠既存仕上げ面全体 ○図示 （既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする）	
○塗膜はく離剤工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	
○水洗い工法	⊠ｻﾝﾀﾞｰ工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ○図示	

● 2 下地調整材

[4.5.2][4.5.4、5]

●下地調整塗材（Ｃ－１） ⊠下地調整塗材（Ｃ－２）
○下地調整塗材（ＣＭ－２） ○下地調整塗材Ｅ
○ポリマーセメントモルタル
（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による）

● 3 仕上塗材仕上げ

[4.1.5][4.5.2][表4.5.1、2]

新規仕上塗材の種類
○薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装薄塗材Si	○＿＿＿	○砂壁状
○可とう形外装薄塗材Si	○＿＿＿	○ゆず肌状（○吹付け ○ローラー塗り）
○外装薄塗材E	○＿＿＿	○さざ波状 ○平たん状
○可とう形外装薄塗材E	○＿＿＿	○凹凸状（○吹付け ○こて塗り）
○防水形外装薄塗材E	○＿＿＿	○着色骨材砂壁状（○吹付け ○こて塗り）
○外装薄塗材S	○＿＿＿	○砂壁状じゅらく ○京壁状じゅらく

○厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装厚塗材C	○＿＿＿	○吹放し ○凸部処理 ○平たん状
○外装厚塗材Si	○＿＿＿	○凹凸状 ○ひき起こし ○かき落とし
○外装厚塗材E	○＿＿＿	上塗材 ○適用する ○適用しない

●複層仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○複層塗材CE	○＿＿＿	●ゆず肌状 ○凸部処理 ○凹凸状
○可とう形複層塗材CE	○＿＿＿	耐候性 ⊠耐候形３種 ○＿＿＿
○複層塗材Si	○＿＿＿	上塗材の種類
●複層塗材E	○＿＿＿	溶媒 ⊠水系 ○溶剤系 ○弱溶剤系
○複層塗材RE	○＿＿＿	樹脂 ⊠ｱｸﾘﾙ系 ○ｼﾘｶ系 ○ｳﾚﾀﾝ系
○防水形複層塗材CE	○＿＿＿	○ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ系 ○ふっ素系
○防水形複層塗材E	○＿＿＿	○＿＿＿
○防水形複層塗材RE	○＿＿＿	外観 ⊠つやあり ○つやなし ○ﾒﾀﾘｯｸ

○可とう形改修用仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○可とう形改修塗材E	○＿＿＿	○平たん状 ○さざ波状 ○ゆず肌状 耐候性 ⊠耐候形３種 ○＿＿＿
○可とう形改修塗材RE	○＿＿＿	上塗材の種類 溶媒 ⊠水系 ○溶剤系 ○弱溶剤系
○可とう形改修塗材CE	○＿＿＿	樹脂 ⊠ｱｸﾘﾙ系 ○ｼﾘｶ系 ○ｳﾚﾀﾝ系 ○ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ系 ○ふっ素系 ○＿＿＿ 外観 ⊠つやあり ○つやなし ○ﾒﾀﾘｯｸ

○ 4 マスチック塗材塗り

[4.1.5][4.6.2][表4.6.1]

改修標準仕様書4.6.2による

○ 5 外壁用塗膜防水材塗り

[4.1.5][4.7.2～4][表4.7.1]

仕上げの形状 ○＿＿＿
工法 ○＿＿＿
仕上塗料の耐候性 ○＿＿＿

下地挙動緩衝材の適用
○適用する
○適用しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修標準仕様書4章2節による
ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-1章 外壁改修工事
コンクリート打放し仕上げ外壁による
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修標準仕様書4章3節による ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-2章
外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁による
吹付け工法の模様材の種類 ○＿＿＿ （○所要量＿＿＿(kg/㎡)）
外壁用仕上塗料の種類 ○＿＿＿ （○所要量＿＿＿(kg/㎡)）
既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修標準仕様書4.5.4(1)～(6)による

工事名	湧川取水場ポンプ室補強工事
図面名	建築改修工事特記仕様書（2）
作成年月日	令和 ８年 ７月
縮 尺	図面番号 Ａ－３
会社名	
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所

8 環境配慮改修工事

○石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿＿
着工前の試験施工　⊠行う　○行わない
除去工法　○集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
○集じん装置併用手工具ケレン工法
○集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
○集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
○剥離剤併用超音波ケレン工法
○剥離剤併用手工具ケレン工法
○剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
○剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
○超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
養生方法　○＿＿＿＿＿
石綿含有仕上塗材又は石綿含有形成（下地調整材）の除去
（１）剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しない。
剥離剤使用量　０．６～１．０kg/㎡
（２）水を使って除去する工事の場合には、未処理の廃水が流出・地下浸透しないようすべて回収しなければならない。回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。
除去した石綿含有仕上塗材の処分　○埋立処分（安定型最終処分場）
○埋立処分（管理型最終処分場）
○中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　○図示　○＿＿＿＿＿

○３　ＰＣＢ含有シーリング材の処理

種　類	採取する部位、箇所数	備考
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第一次判定）	部位　○図示　○___ 箇所数　＿＿箇所	
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第二次判定）	部位　○図示　○___ 箇所数　＿＿＿箇所	

⊠１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取し、シーリング材種についての判定を行うこと。なお、判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合は監督職員と協議すること。
⊠２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は監督職員に報告すること。
１）採取方法　分析機関の指定する方法により採取する。
２）分析方法　ＧＣ－ＥＣＤ法による（ＪＩＳ　Ｋ０１１４）

シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
○除去処理工事　除去範囲　⊠図示　○（＿＿＿＿＿＿＿＿）
１）除去方法　「標準施工要領書」（日本シーリング工業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）による
２）処理方法　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、ＰＣＢが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

○４　外断熱改修工事 G

[9.2.2～4]

断熱材
断熱材の種類　○＿＿＿＿＿
断熱材の厚さ（mm）○＿＿＿＿＿
施工箇所　○図示　○＿＿＿＿＿
ホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿
外装材

種類	防火性能	備考
○＿＿＿＿＿		

鋼材　⊠改修標準仕様書表8.2.7による。
笠木　⊠改修標準仕様書3章9節による。
既存外壁の処置
既存外壁仕上材の撤去　○行う　○行わない
下地面の清掃　○行う　○行わない
欠損部の改修工法　○改修標準仕様書4章による　○＿＿＿＿＿
工法
1-4　適用区分による風圧力（O1 O1.15　O1.3）倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整　○＿＿＿＿＿
断熱材の施工　○断熱材製造所の仕様による　○＿＿＿＿＿
外壁材の施工　○外壁材製造所の仕様による　○＿＿＿＿＿
通気層の有無　○あり（＿＿＿mm）　○なし
外装材の外壁への取付け　○図示　○＿＿＿＿＿
笠木の施工　○改修標準仕様書3章9節による　○＿＿＿＿＿

○５　断熱・防露改修工事 G

[9.3.2～4]

フェノールフォーム断熱材又は保温剤、接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿
工法
○断熱材打込み工法　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　○＿＿＿＿＿
厚さ(mm)　○＿＿＿＿＿
施工箇所　○＿＿＿＿＿
○断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　○Ａ種１　○Ａ種１Ｈ　○＿＿＿＿＿
吹付け厚さ(mm)　○25　○30　○＿＿＿＿＿
施工箇所　○図示　○＿＿＿＿＿
○断熱材後張り工法
断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　（＿＿＿＿＿）　厚さ（mm）　（＿＿＿＿＿）
○断熱材にせっこうボード等を貼り付けたパネル
材質　○＿＿＿＿＿　厚さ　○＿＿＿＿＿(mm)
○張り付け工法
断熱材の張り付け工法　○＿＿＿＿＿
断熱材へのボードの張付け工法　○＿＿＿＿＿

○６　屋上緑化改修工事 G

[9.4.2～4]

植栽基盤及び材料
○屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の種類等　⊠図示　○＿＿＿＿＿
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　⊠図示　○＿＿＿＿＿
品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）による
工法　1-4 適用区分による風圧力の（O1 O1.15　O1.3）倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　○設置する（種類　○＿＿＿＿＿＿）
既存保護層の撤去　○行う　○行わない
新植した芝及び地被類の枯保証の期間　⊠引き渡しの日から１年　○＿＿＿＿＿

○７　透水性アスファルト舗装改修工事

[9.5.2～5、9]［表9.5.7］

適用範囲：歩道
既存舗装の撤去及び再利用　⊠図示　○＿＿＿＿＿
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
○盛土	○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種 ○建設汚泥から再生した処理土 G	○図示 ○___
○凍上抑制層	○再生クラッシャラン G ○クラッシャラン ○切込み砂利 ○砂（改修標準仕様書表9.5.1による） ○＿＿＿＿＿	○図示 ○___
○フィルター層	○改修標準仕様書表9.5.3(2)(ｳ)による	○図示 ○___

（凍結抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験）
○行う　○行わない
○路床安定処理　○適用する　○適用しない
安定処理の方法　○置き換え工法（O＿＿＿）　○安定処理工法
路床安定処理添加材料
種類　○普通ポルトランドセメント　○高炉セメントＢ種 G
○フライアッシュセメントＢ種
○生石灰（○特号　○1号）　○消石灰（○特号　○1号）
添加量　○＿＿＿　kg/m³　（目標CBR　⊠３以上　○＿＿＿）
安定処理工法に関する試験
安定処理のＣＢＲ試験（配合試験含む）　○行う　○行わない
安定処理びＣＢＲ試験、配合試験は「舗装調査・試験法便覧」（安定処理土のＣＢＲ試験方法（JGS 0811準拠））、「舗装施工便覧」（５－１－４（１））による
六価クロム溶出試験　○行う　○行わない
六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認すること。
○
試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　（資料採取方法　○変状土　○現状土）
○行う（＿箇所）　○行わない
現場ＣＢＲ試験　○行う（＿箇所）　○行わない
路床締固め度の試験　○行う（＿箇所）　○行わない

○不織布（ジオテキスタイル）
単位面積質量　○60g/㎡以上　○＿＿＿
厚さ（mm）　○0.5～1.0　○＿＿＿
引張強さ　○98N/5cm（10kgf/5cm）以上　○＿＿＿
透水係数　○1.5×10⁻¹cm/sec以上　○＿＿＿

路盤
路盤の厚さ　○図示　○＿＿＿＿＿
路盤材料（改修標準仕様書表9.5.3による種別）
○クラッシャラン　○粒度調整砕石　○再生クラッシャラン G
○再生粒度調整砕石 G　○クラッシャラン鉄鋼スラグ G
○粒度調整鉄鋼スラグ G　○水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G
舗装の構成　○図示　○＿＿＿＿＿
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　○行う　○行わない
舗装の平たん性　⊠著しい不陸がないもの　○＿＿＿＿＿

9 その他

○１　土工事

1.　埋め戻し及び盛り土　(3.2.3)（表3.2.1）
種別　○A種　⊠B種　○C種　○D種
○建設汚泥から再生した処理土 G
千葉県条例に基づく「建設発生土管理基準」及び「建設副産物処理基準」（別記ー1）に基づき適正に処理すること。
2.　建設発生土の処理　(3.2.5)
○構外搬出適切処理（別記－１による）
○構内指示の場所に敷き均し、　○構内指示の場所に堆積、○（＿＿＿＿＿）

○２　コンクリートブロック工事

1.　補強コンクリートブロック造　(8.2.2～5)
○ブロックの種類：＿＿＿＿＿

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
○＿＿＿＿＿				○無、○有		
○＿＿＿＿＿				○無、○有		

モルタル調合（容積比）　：○（セメント（　＿＿＿）：砂（　＿＿＿））
各部の配筋　：　⊠図示、○（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲　：⊠図示、○（　＿＿＿＿）

2.　コンクリートブロック帳壁及び塀　(8.3.2～4)
○ブロックの種類：＿＿＿＿＿

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	表8.3.1以外の適用箇所	備考
○空洞ブロックC(16)				○無、○有		
○型枠状ブロック20				○無、○有		
○＿＿＿＿＿				○無、○有		

塀の厚さ（mm）　：＿＿＿＿＿
塀の高さが2m以下　⊠120 、○（＿＿＿＿＿＿）
塀の高さが2m超え　⊠150 、○（＿＿＿＿＿＿）
壁鉄筋の接手、定着及び末端部の折り曲げ形状　：　⊠図示、○（＿＿＿＿）
各部の配筋　：⊠図示、○（＿＿＿＿＿＿＿＿）

○３　ガラスクリーニング

施　工
⊠外壁面に取りつく金属製建具の既存ガラスクリーニング(両面)は本工事とする。

○４　既存建具金物調整

○破損及び滅失金物は、交換又は取付、その他の金物は調整する。
調整建具箇所　○金属製建具　（　○内外共　○外部　○＿＿＿＿＿）
○木製建具

○５　コンクリート二次製品

○千葉県型コンクリート二次製品はエコセメント使用品を原則とし、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

○６　上ガス対策

○なし　○あり（○自然換気口　○ガス抜き管　⊠強制換気装置　○ガス検知器
○その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿））
○施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

別記１「建設副産物の処理」

●１　共通事項

1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。
また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」 に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」 を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

3)　建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の Ｄ 票及び Ｅ 票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

○２　建設発生土

土砂等に係る条例を遵守し、また、「建設発生土管理基準」及び「建設副産物に係る処理基準及び再生資材の利用基準」に従い適正に処理を行うこと。
なお、この基準は次のものに適用する。
○埋立て或いは、工事間利用等をする建設発生土の管理
○公共工事以外から搬入される土砂等の管理
（１）指定（Ａ）（工事間利用）の場合
発生する建設発生土のうち、下記に示す発生土については、工事間利用を図り指定地に搬出するものとする。
ア　搬出先（相手先工事名、工事場所等）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事
＿＿＿＿＿＿市＿＿＿＿町地先
イ　土質及び処分量　：　第＿＿種建設発生土＿＿＿＿m3
ウ　搬出時期　：　令和＿＿年＿＿月～令和＿＿年＿＿月
（２）指定（Ａ）（その他）の場合
建設発生土（＿＿＿m3）は、＿＿＿ 市 ＿＿＿ 町地先に搬出するものとする。
（３）指定（Ｂ）の場合
建設発生土（＿＿＿m3）は、片道運搬距離 ＿＿＿ kmに搬出するものとする。

○３　路盤廃材

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○路盤廃材	___ t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	

●４　建設廃棄物等

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○コンクリート塊（無筋）	___ t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
●コンクリート塊（有筋）	8.2 t	富津市 田倉地先	7.8 km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○アスファルト塊	___ t	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○その他がれき類	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○廃プラスチック	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○金属くず	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○その他くず類	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○廃石膏ボード	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○混合廃棄物	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○建設汚泥	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○カッター汚泥	___m³	___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○		___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○		___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○		___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
○		___都市 ___町地先	___km	⊠中間処理場 ○最終処分場	
●スクラップ控除	20 kg		___km	⊠有価物処理	

別記２

上記　２建設発生土　３路盤廃材　４建設廃棄物等の数量については積算のための参考数量とし、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員に報告するものとする。
その他特記事項
①発注者に引渡しを要するもの（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
②特別管理産業廃棄物
○無　○有　品目名（＿＿＿）一処理方法（＿＿＿＿＿＿）
③現場において再利用を図るもの（　＿＿＿＿＿＿＿＿）

工事区分表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械
開口部	鉄筋コンクリート、コンクリートブロックの　柱、梁、壁、床に設ける開口	解体、穴明け	○	○	○
		鉄筋補強	○	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋無し）	○	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋有り）	○	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋無し）	○	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋有り）	○	○	○
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類に設ける開口	開口補強	○	○	○
		切込み　（開口補強有り）	○	○	○
		切込み　（開口補強無し）	○	○	○
基礎	屋内　配電盤、制御盤、ｷｭｰﾋﾞｸﾙ	躯体と一体のもの	○	○	○
	屋内　受水槽、タンク類等	上記以外のもの	○	○	○
	屋上　テレビアンテナ、避雷針、高架水槽、クーリングタワー消火水槽等	躯体と一体のもの	○	○	○
		上記以外のもの	○	○	○
	屋外　キュービクル、受水槽、タンク類等	鉄筋コンクリート製	○	○	○
		無筋コンクリート製、その他	○	○	○
点検口	架台、アンカーボルト		○	○	○
	床、壁、天井		○	○	○
	配管ピット、トレンチピット		○	○	○
			○	○	○
配管配線	機器付属の制御盤（接地とも）	一次側	○	○	○
		二次側	○	○	○
	熱感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配線配管		○	○	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配管		○	○	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配線		○	○	○
	換気扇取付パネル		○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○

仮設足場（参考）

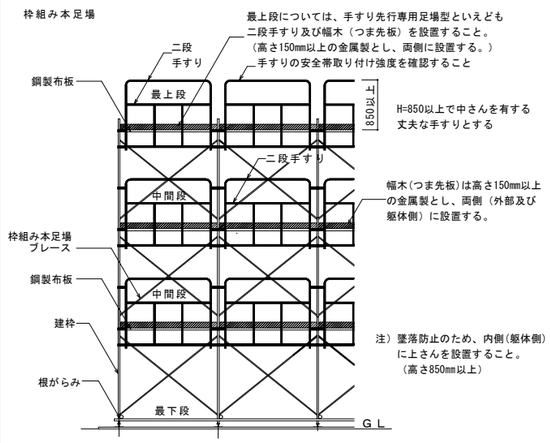

「働きやすい安心感のある足場」手すり先行専用足場型概念図

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	建築改修工事特記仕様書(3)		
作成年月日	令和　８年　７月		
縮　尺		図面番号	Ａ－４
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

地階平面図　S＝1:100

防水マンホール部
詳細図（取外し・再取付）
※取付時取合部ブチルテープ施工

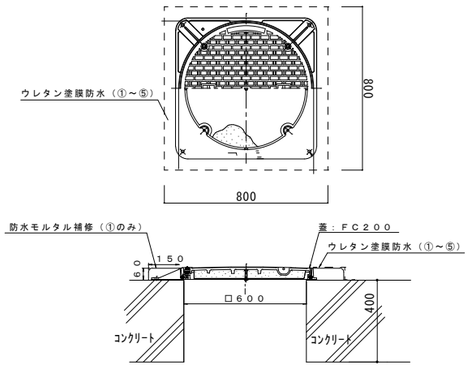

既設水位計撤去開口部
差筋図

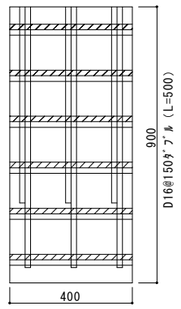

D16@150ダブル（L=770）
重ね継手（D16 L=850）

既設水位計撤去開口部
ウレタン塗膜防水範囲図

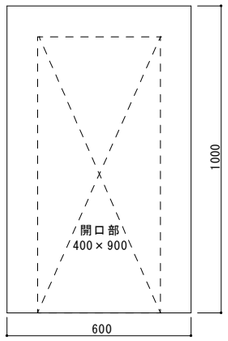

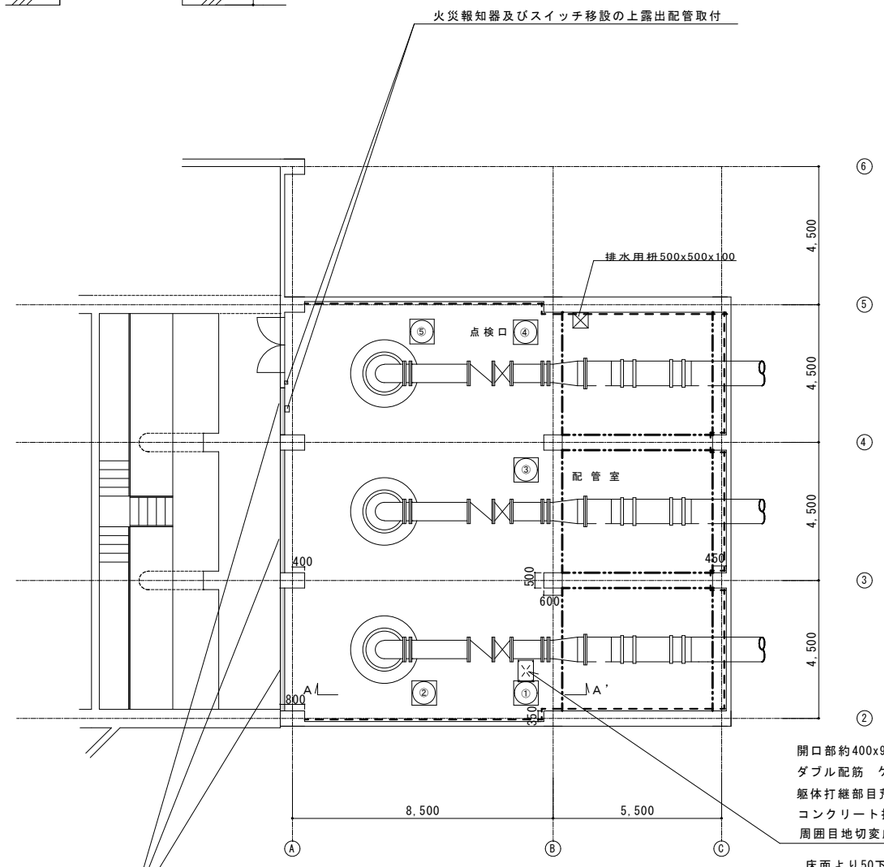

開口部約400x900x400　D16Φ@150縦横
ダブル配筋　ケミカルアンカー@150
躯体打継部目荒し
コンクリート打設t＝350金鏝押え
周囲目地切変成シリコン系シール

床面より50下げて集水枡とする
コンクリート打設箇所及び取合い部
ウレタン塗膜防水

既設壁撤去の上補強壁新設
既設電線管を損傷しないように
探査機による調査を行い、確実に位置
を把握の上、壁の斫りを行うこと。

地下１階平面図

━ - - ━	：床Ｕｶｯﾄ、止水材詰め、ウレタン防水（W100）
― ― ― ―	：壁入隅目地切、止水材詰め、ウレタン防水（W200）

止水材：急結性高性能止水モルタル　エレホン#300
エレホン・化成工業株式会社　同等品とする。

仮設計画　参考図

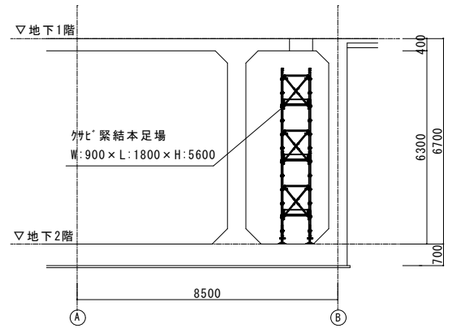

地下２階Ａ―Ａ’段面図

記号	仮設概要
― ― ― ― ―	防音シート　　枠組み足場取付
	外部枠組み足場（手摺先行とする）　高さ3.5M×延長10.97M　＝38.4㎡　　⊙ 1829x914xH1700
	敷き鉄板 1500x3000　t=22　8枚
	仮設間仕切り壁設置　LGS下地両面耐水合板t＝12張扉付き
―・―・―	ガードフェンス（B型バリケード）　1800×1800x5枚＝9m
	16tラフタークレーン　1日
	交通誘導員　3人

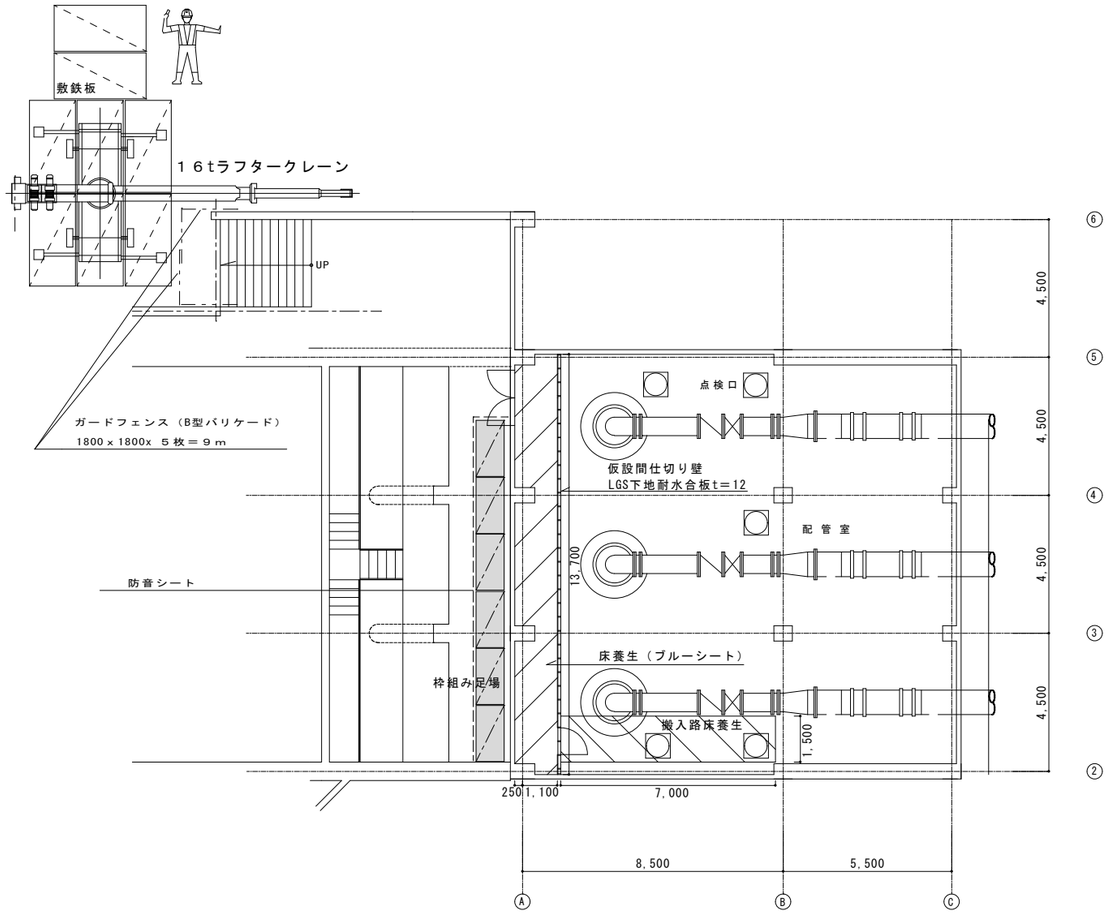

地下１階平面図

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	平面図・仮設計画図（参考）		
作成年月日	令和　８年　７月		
縮尺	１／１００	図面番号	Ａ－５
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

既存補強前　S=1:50

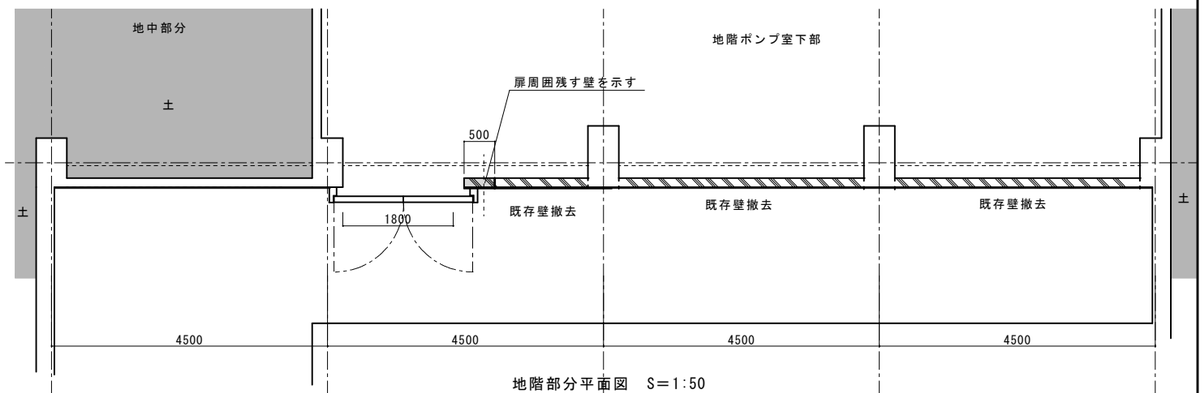

地階部分平面図　S=1:50

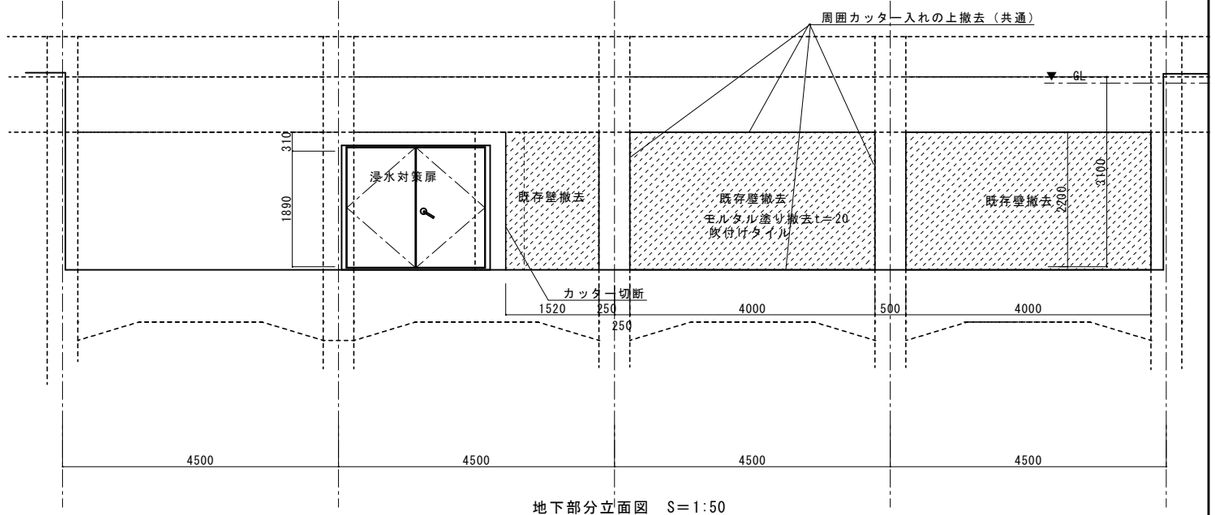

地下部分立面図　S=1:50

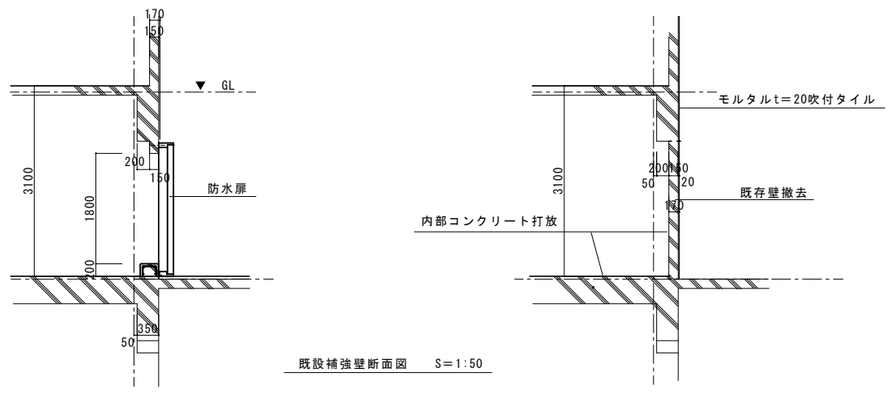

既設補強壁断面図　S=1:50

補強後　S=1:50

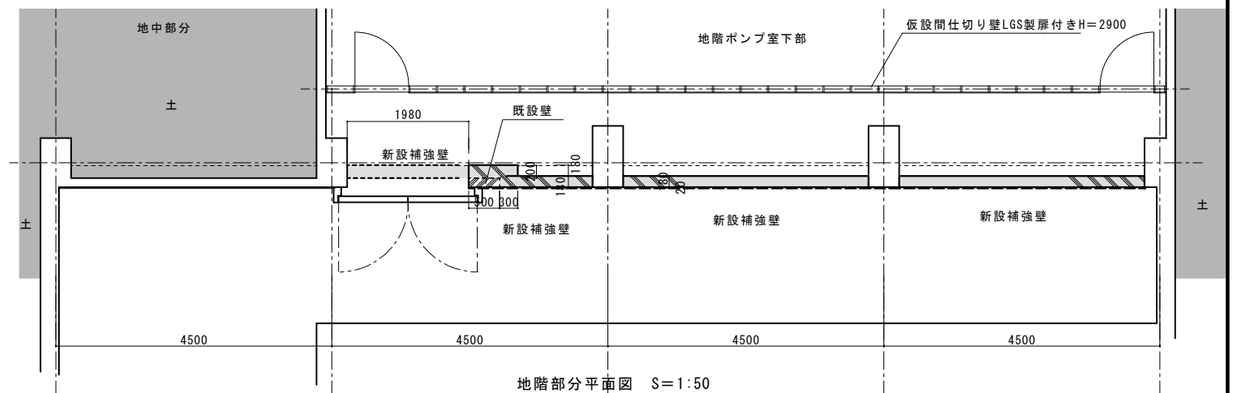

地階部分平面図　S=1:50

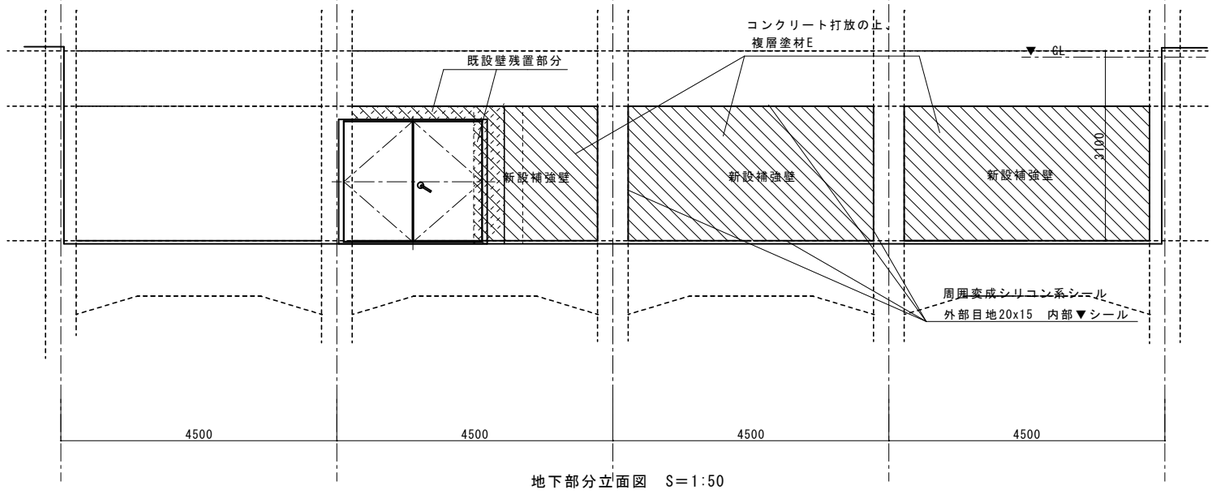

地下部分立面図　S=1:50

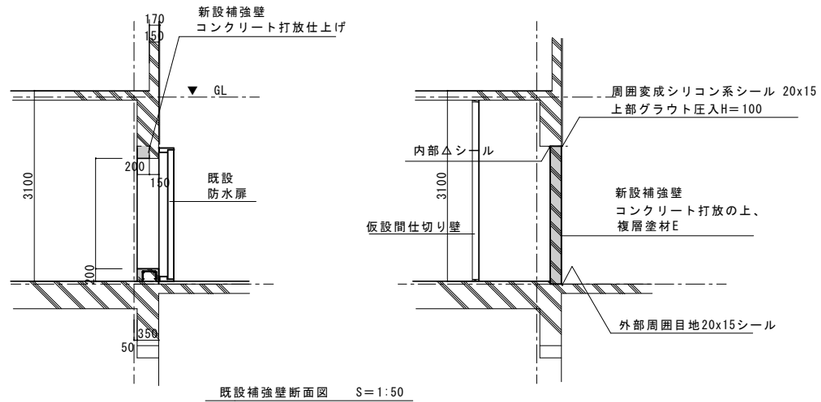

既設補強壁断面図　S=1:50

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	平面図・立面図・断面図		
作成年月日	令和　８年　７月		
縮尺	１／５０	図面番号	Ａ－６
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

工事名称　湊川取水場ポンプ室補強工事

構造特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　工事場所　　千葉県富津市数馬7

2　改修建物概要

1）施設構造等

建物名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	建築年月	備考
湊川取水場	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上1階 地下1階	351.4	550.5	昭和46年3月	

2）構造改修概要

●構造壁設置（鉄骨ブレース壁＿＿＿箇所、ＲＣ壁＿３＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○柱設置（ＲＣ柱　＿＿＿箇所、Ｓ柱＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○柱補強（鉄板巻き＿＿＿箇所、ＲＣ増し打ち＿＿＿箇所、その他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○その他（ＲＣ袖壁＿＿＿箇所、ＲＣ床＿＿＿箇所、基礎補強＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（ＲＣ壁開口閉塞＿＿＿箇所、耐震スリット＿＿箇所、柱増打ち補修＿＿箇所）

Ⅱ　耐震改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。
設計基準は下記によるものとし、施工にあたり参考にすること。
○「2017年版既存鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（(一財)日本建築防災協会）
○「2001年版既存鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（(一財)日本建築防災協会）
○「学校施設の耐震補強マニュアル　RC造校舎編、S造屋内運動場編（2003年改訂版）」（文部科学省）
○「屋内運動場等の耐震性能診断基準」（平成18年版）（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
○「2011年改訂版　耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（(一財)日本建築防災協会）
○「2013年改訂版　既存鉄骨造建築物の耐震改修施工マニュアル」（(一財)日本建築防災協会）

2　特記仕様

1）項目は、番号に●印のついたものを適用する。
2）特記事項は、●印のついたものを適用する。（●印が付かない場合は☒印の付いたものを適用する。）
3）特記事項には記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4）Ⓖ 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める判断の基準を満たすものとする。

章	特記事項
1 一般事項	本工事は、既存の構造体に対して補強等することにより耐震性の向上及び構造の改善を図るもので、既存部材との接合がきわめて重要である。また、この工事は、改修工事であることから一般の建築工事とは施工方法等に異なる面があるので特に次の点に十分注意すること。 1）躯体寸法・部材寸法・階高寸法等は、実測による。 2）既存ｺﾝｸﾘｰﾄとの一体化をはかること。 3）補強部材の製作は基本的に下記のﾌﾛｰﾁｬｰﾄに従って行う。また、ﾌﾛｰﾁｬｰﾄが設計図書に明記されている場合はそれによる。

凡例）既存取付部材　既存との取付部の仕口又はｶﾞｾｯﾄﾌﾟﾚｰﾄ等を示す。
補強部材　上記以外の補強部分を示す。
立会検査を示す。
承認を示す。

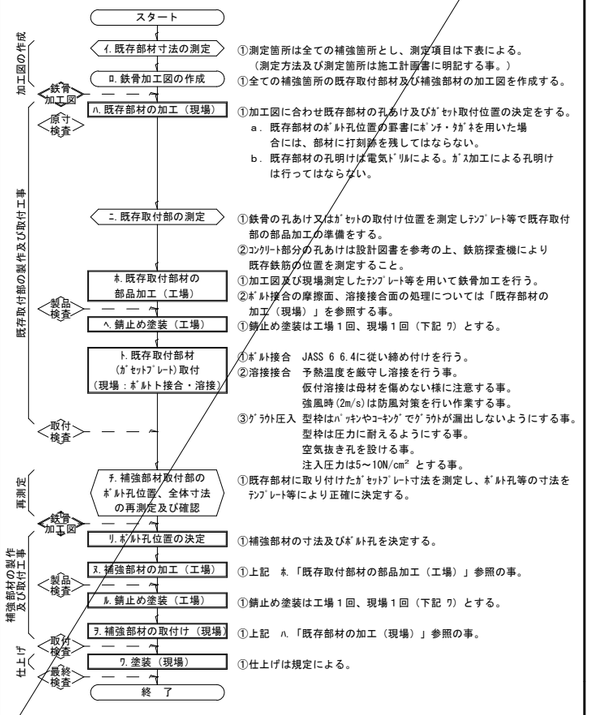

4）　測定項目

検：検査報告書
監：監理報告書

Ｎｏ	測定項目	測定器具等	報告書
1	○ 階高（内法寸法）	鋼製巻尺、三次元計測器等	○検○監
2	○ 柱スパン（内法寸法）	鋼製巻尺、三次元計測器等	○検○監
3	○ 架構（骨組）の対角寸法（内法寸法）	鋼製巻尺、三次元計測器、ピアノ線等	○検○監
4	○ 部材断面		○検○監
4－1	○ 断面形状	設計図、目視等	
4－2	○ 断面寸法（断面成、フランジ幅等）	コンベックスルール等	
4－3	○ 板厚	ノギス、超音波板厚計等	
4－4	○ 材質	設計図、鋼材材質識別計等	
5	○ 鉄筋の位置	設計図、鉄筋探査機、ｺﾝﾍﾞｯｸｽﾙｰﾙ等	○検○監
6	○ コンクリートのひび割れの有無	目視、クラックスケール等	○検○監
7	○ コンクリート強度	設計図、シュミットテストハンマー等	○検○監
8	○ 現場作業範囲の確認	目視、コンベックスルール等	○検○監

5）　施工に先立ち全工程の施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。なお、施工計画書には工事中の安全対策についての方法等を明記すること。
6）　既存部材の孔あけに失敗しない様に十分に注意し、孔あけ位置を誤った場合には監督職員の指示によること。
7）　補強部材の寸法違いが生じた場合は監督職員の指示によること。
8）　その他
○工事に先立ち、下記の項目について調査を行い、不具合等が認められた場合にはその部分の補修を行うものとする。
（a）既存部材接合部（高力ボルト接合部及び溶接部）の現況調査
調査箇所：鉄骨大梁接合部
なお、調査箇所の状況により他の部分についても調査が必要と判断された場合には、監督職員と協議のうえ、別途調査を行うものとする。

章	項目	特記事項
2 耐震改修工事（鉄筋工事編）	● 1　鉄筋	[8.2.1]　[表8.2.1] 鉄筋の種類 規格：JIS G 3112 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼 種別：☒SR235 ○＿＿＿／☒SD295 ○＿＿＿／☒SD345 ○＿＿＿ 呼び径：☒6φ ○D6 ○9φ ○＿＿＿／☒D16以下 ○＿＿＿／☒D19以上 ○＿＿＿ 適用：割列防止筋@50
	○ 2　溶接金網	[8.2.2] 形状等 種類／種類の記号／鉄線の形状、寸法、鉄線の径(mm)／使用部位 ○溶接金網 ○＿＿＿
	● 3　鉄筋の材料試験	[8.2.3] 改修標準仕様書に従い材料試験を行う。但し規格品証明書又は原本相当規格証明書を提出し、監督職員の承諾を受けた場合省略することができる。
	● 4　鉄筋の継手	[8.3.4][8.4.2、3] 継手方法等 部位／継手方法／呼び径(mm) 柱、梁の主筋／○ガス圧接　○機械式継手　○溶接継手　●溶接継手／☒D19以上 耐力壁の鉄筋／●重ね継手　○＿＿＿ 基礎、耐圧スラブ、土圧壁／○ガス圧接　○重ね継手 上記以外（＿＿＿＿＿）／○重ね継手　○＿＿＿ 継手位置 ○構造関係共通図（配筋標準図5.1、6.1、7.1、7.3、8.1）による 基礎梁主筋の継手位置 構造関係共通図（配筋標準図）（　○図5.2　　○図5.3　　○図5.4　）による ●図示による（＿＿＿＿） 耐力壁の重ね継手の長さ ●図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(イ)表 3.1） ●図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(ウ)） ○図示による（＿＿＿＿）
	● 5　鉄筋の定着	[8.3.4] 鉄筋の定着長さ ☒図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(2)(ｱ)表3.3及び図3.2） ○（＿＿＿＿）
	● 6　帯筋	[8.3.4] 組立の形　●構造関係共通図（配筋標準図）6.2による ●図示による（＿＿＿＿）
	● 7　鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む）	[8.3.5][表8.3.6] 最少かぶり厚さ（目地底から算出を行う） ●図示による（構造関係共通図（配筋標準図）表4.1） ○（＿＿＿＿） 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ○無し ○有り　適用箇所（＿＿＿＿） ☒主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 耐久性上不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等） ●無し ○有り　適用箇所（＿＿＿＿） ○最小かぶり厚さに加える厚さ（＿＿）mm　○＿＿＿＿ 鉄筋相互のあき（機械式継手及び溶接継手を除く） ●構造関係共通図（配筋標準図）4(4)による　○図示による（＿＿＿＿）
	○ 8　圧接完了後の圧接部の試験	[8.3.8] ○外観試験 ☒行う（全ての圧接部） ○超音波試験 ☒行う（全ての圧接部）
	○ 9　機械式継手	[8.3.5][8.4.2] 適用箇所 ○図示による（＿＿＿＿）　○＿＿＿＿ H12建告第1463号に適合する性能　○Ａ級　○＿＿＿＿ 種類 ○ねじ式鉄筋継手 充填方式　○無機グラウト方式　○有機グラウト方式 ○端部ねじ加工継手 ○モルタル充填式継手 ○＿＿＿＿ 工法 ☒第三者機関の評定等を取得している工法　○＿＿＿＿ 鉄筋相互のあき　☒評定等の評価内容による 品質の確認　☒評定等の評価内容による 検査　☒評定等の評価内容による
	○10　溶接継手	施工完了後の接手部の試験 ○外観試験 試験対象　☒全数 試験項目及び合否判定 ☒改修標準仕様書 表8.4.1～表8.4.1による　○評定等の評価内容による 不合格となった場合の措置 ☒改修標準仕様書8.4.2(5)(ｱ)(a)～(c)による　○評定等の評価内容による ○超音波測定試験 試験対象　○全数 ○抜き取り ロット ○1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。 ○（＿＿＿＿） 試験の箇所数　１ロットに対して（＿＿）箇所 試験項目　☒挿入長さ 試験方法及び判定基準　☒JIS Z 3064（鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）による 不合格となった場合の措置　○図示による（＿＿＿＿）　○＿＿＿＿ [8.3.5][8.4.3] 適用箇所　○図示による（＿＿＿＿）○＿＿＿＿ H12建告第1463号に適合する性能　○Ａ級　○＿＿＿＿ 溶接継手の工法　○図示による（＿＿＿＿）　○＿＿＿＿ 鉄筋相互のあき　○改修標準仕様書8.3.5(4) による ○評定等の評価内容による　○図示による（＿＿＿＿） 施工完了後の溶接部の試験 ○外観試験 試験対象　☒全数 試験項目及び合否判定 ☒改修標準仕様書 表8.4.4による　○評定等の評価内容による 不合格となった場合の措置 ☒改修標準仕様書8.4.3(5)(ｱ)による ○超音波測定試験 試験対象　○全数 ○抜き取り ロット ○ 1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。 ○（＿＿＿＿） 試験の個所数　１ロットに対して（＿＿）箇所 試験項目　☒内部欠陥の検出 試験方法　☒JIS Z 3063（鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波測定方法及び判定基準）による。 不合格となった場合の措置　☒改修標準仕様書8.4.3(5)(ｲ)による
	●11　割裂補強筋	[8.21.6][8.22.7] 形状　●スパイラル筋　○＿＿＿＿ 種類の記号　●SR235又はSWM-P　○＿＿＿＿ 呼び径、曲げ直径及びピッチ　●図示による　○＿＿＿＿
3 耐震改修工事（コンクリート工事編）	● 1　コンクリートの種類等	類別　[8.1.3、4][表8.1.1][8.9.2](6.2.1) ☒Ⅰ類（JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート） ○Ⅱ類（Ⅰ類以外でJIS A 5308 に適合したコンクリート） ☒普通コンクリート　○軽量コンクリート 設計基準強度Fc(N/mm²)／気乾単位容積質量(t/m³)／スランプ(cm)／適用箇所 ●24／●2.3程度／○15又は18　●18／／／

3 耐震改修工事(コンクリート工事編)

○10 打増し厚さ
(打放仕上げ部)

[8.7.8]
打増し厚さ
○打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）
○20mm ○_____
○打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）
○10mm ○20mm ○_____
打増し範囲
○図示による（_____） ○_____

●11 型枠

[8.2.7]
せき板の材料及び厚さ
☒合板（☒12mm ○_____）Ⓖ（JAS規格品とし監督職員の承諾を受けること）
○断熱材を兼用した型枠の使用
使用箇所 ○図示による（_____） ○_____
○ＭＣＲ工法用シートの使用
使用箇所 ○図示による（_____） ○_____
打ち増し厚さ ○20mm ○_____
打ち増し範囲 ○図示による（_____） ○_____
スリーブの材種・規格等
○図示による（_____） ○_____

○12 型枠の加工及び組立

[8.7.8]
シアコネクタをセパレーターとして使用
適用箇所 ○図示による（_____） ○_____

●13 コンクリートの打込み工法等

[8.21.8、9][8.23.5]
部位毎のコンクリートの打設工法の指定

補強工事	工法の種類	適用箇所
●現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事	○工法指定なし	○全ての増設壁○図示による(____)
	●流込み工法 8.21.8(1)(ｱ), (2)	●全ての増設壁○図示による(____)
	○圧入工法 8.21.8(1)(ｲ), (3)	○全ての増設壁○図示による(____)
	○_____	○図示による(____) ○_____
○柱補強工事（溶接金網巻き及び溶接閉鎖ﾌｰﾌﾟ巻き工法）	○工法指定なし	○全ての柱補強部分 ○図示による(____) ○_____
	○流込み工法 8.21.8(1)(ｱ), (2)	○全ての柱補強部分 ○図示による(____) ○_____
	○圧入工法 8.21.8(1)(ｲ), (3)	○全ての柱補強部分 ○図示による(____) ○_____
	○_____	○図示による(____)
○_____	○工法指定なし	
	○流込み工法 8.21.8(1)(ｱ), (2)	
	○圧入工法 8.21.8(1)(ｲ), (3)	

既存構造体との取り合い
☒既存ＲＣ梁と増設壁との間隔を２００mmとし、無収縮グラウトを圧入する。
○_____

●14 コンクリートの試験

[8.2.5][8.6.2～4][8.7.7][8.8.2～6][8.9.3、5][表8.8.2]
(6.3.2)(6.5.2～4)(6.7.1)(6.9.2～6)(6.10.5)(表6.9.2)
＊印を付した試験は第三者機関による
試し練り検査
○実施する（箇所_____） ●実施しない
試料採取方法
JIS A 1115による。但し、トラックアジテータから採取する場合は、排出の初めと終わりの部分から採取してはならない。分取試料はコンクリート流の全横断面から採取する。
＊スランプ
JIS A 1101による。 スランプ ２１ 許容差±１．５
スランプ ８～１８ 許容差±２．５
＊空気量
JIS A 1116, JIS A 1118, JIS A 1128のいずれかを適用。 許容差±１．５
＊軽量ｺﾝｸﾘｰﾄの単位容積質量
JIS A 1116による。 許容範囲±３．５％
＊温度
JIS A 1156による。
＊塩化物量
(財)国土開発技術研究センターの技術的評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における３回の測定の平均値とする。
＊圧縮強度試験
１）試験の目的に応じた、１回の試験、供試体の養生方法及び材齢は、改修標準仕様書表8.8.2による。
２）JIS A 1108 「コンクリートの圧縮強度試験方法」による。
a）調合管理強度の判定
改修標準仕様書8.8.4(1)による。
b）構造体コンクリート強度の判定
改修標準仕様書8.8.5(1)による。

4 耐震改修工事(グラウト工事編)

● 1 柱底均しﾓﾙﾀﾙ及びｸﾞﾗｳﾄ材

[8.2.12][8.21.9]
○柱底均しモルタル
☒無収縮モルタル
無収縮モルタルの材料、調合等
☒改修標準仕様書8.2.12(1)(ｱ)から(ｴ)による ○_____
○_____
●グラウト材
無収縮グラウト材の材質等

混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場調合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。

無収縮グラウト材の品質及び試験方法

ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ	Ｊロートによる流化時間（1作業班ごとに午前と午後の作業開始前に測定） 練混ぜ完了から3分以内の値：8±2秒
ﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ	練り混ぜ2時間後のブリージング率 ： 2.0%以下
凝結時間	凝結開始時間 ： 1時間以上 終結時間 ： 10時間以内
無収縮性	材齢 7日 収縮しない
圧縮強度	材齢 3日 20.0N/mm²以上 材齢 28日 40.0N/mm²以上
塩化物量	0.30kg/m3以下
試験方法	１）NEXCO試験方法 試験法312-1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。プレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合の試験はプレミックス形のみとする。 ２）塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。

圧入工事はグラウトポンプ等により行い、空隙が密実に充填できるように計画すること。
グラウト材の撹拌にはアルミ羽の撹拌機は用いないこと。
オーバーフロー管の流出先の高さは、圧入高さよりも１０cm程度以上高くすること。

☒ 圧縮試験
①供試体は、JIS A 1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50mm高さ100mmの円柱とする。
②供試体の材齢は3日、7日及び28日とし、養生は封かん養生とする。
③供試体の採取は、午前、午後の打設前、及び最終打設時の3回を標準とする。
数量は材齢に応じてそれぞれ1体とする。ただし1日の打設量が3m³を超える場合、増加量2m³当り1回を追加する。

5 耐震改修工事(あと施工アンカー工事編)

● 1 あと施工アンカー

あと施工アンカーの材料等 [8.2.4][8.12.1]
○金属系アンカー（耐震補強用）セット方式 ☒本体打込み式改良型 ○_____
引張耐力 ○___kN ☒図示による（_____） ○_____
せん断耐力 ○___kN ☒図示による（_____）
アンカー本体の径及び有効埋込み長さ ☒図示による（_____） ○_____
接合筋の種類、径、長さ ○図示による（_____） ○_____
性能確認試験 試験方法及び試験数 ○図示による（_____）
●接着系アンカー セット方式 ☒カプセル型 回転・打撃式 ○_____
引張耐力 ○___kN ○図示による（_____） ○_____
せん断耐力 ○___kN ○図示による（_____）
接着剤の品質 ☒有機系 ○無機系
アンカー筋の種類 ●改修標準仕様書 表8.2.1の異形棒鋼 ○全ねじボルト ○_____
アンカー筋の径及び有効埋め込み長さ ○図示による ○_____
アンカー筋新設壁内への定着長さ ●図示による ○_____
性能確認試験 試験方法及び試験数 ●図示による（_____）

（表－１参考図）

表－１ （単位:mm）

接着系アンカー径	L1	L2	
○D10	－	☒100	○_____
○D13	300	☒130	○_____
○D16	350	☒160	○_____
○D19	400	☒190	○_____
○D22	450	☒220	○_____

（表－２参考図）

L ：コンクリートの穿孔深さ
L1：アンカー筋の定着長さ
L2：アンカーの有効埋め込み長さ

表－２ （単位:mm）

接着系アンカー径	h'	L1	L2	ラップ長
○D16	☒160 ○_____	☒120 ○_____	160	60以上
○D19	☒200 ○_____	☒150 ○_____	190	80以上
○D22	☒250 ○200 ○___	☒190 ○150 ○___	220	130以上

● 2 穿孔

[8.12.1、4]
アンカー穿孔前に鉄筋探査器等を用いて障害物の確認をすること
作業者の資格
☒第一種あと施工アンカー施工士「（社）日本建築あと施工アンカー協会（ＪＣＡＡ）」
○_____
穿孔前の埋込み配管等の探査方法
○JASS5 11.10.cに規定された非破壊検査を行う
●鉄筋探査器により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出を行う
鉄筋探査器の探査方式
○電磁波レーダー法（３Ｄ表示対応型）
●電磁波レーダー法又は電磁誘導法
鉄筋探査機の性能
○CD管及び非金属類の探査が可能である機器とする
○はつり出しによる
○_____
穿孔機械（金属検知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する）
☒ハンマードリル ○コアドリル
穿孔に失敗した場合は、アンカー芯よりも内側に再度穿孔すること（下図－１）
穿孔失敗部分は、躯体と同等以上の強度のモルタル等で補修すること。

(図-1)

● 3 施工確認試験
（現場非破壊試験）

[8.12.7]
試験方法
☒引張試験機による引張試験 ○_____
確認強度
●図示による ただし、1ロットは、1日に施工されたものの径及び仕様ごととする。

7 耐震改修工事(その他)

● 1 既存部分の撤去、処理

[8.21.2、3][8.22.2、3][8.23.2、3][8.24.4][8.25.2][8.28.2]
騒音,粉塵,落下防止等、十分考慮して施工すること。
既存腰壁、アルミサッシ取り壊し前にカッター入れを行い既存柱・梁を損傷しないこと。

既存構造体の撤去
撤去範囲
●図示による（_____） ○_____
はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置
○図示による（_____） ○_____
適用範囲
☒既存コンクリートとの打ち継ぎ面
☒既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充てん部の接合部
○_____
既存構造体コンクリート面の目荒しの程度及び範囲
○既存柱、梁面 ○打継ぎ面の15～30%程度に、平均深さで2～5mm(最大で5～7mm)程度の凹面を、全体にわたってつける。
○
○既存壁 ○打継ぎ面の10～15%程度に、平均深さで2～5mm(最大で5～7mm)程度の凹面を、全体にわたってつける。
○_____
既存杭の撤去等
○撤去範囲及び撤去方法 ○図示による（_____） ○_____
○杭頭部の処理 ○図示による（_____） ○_____
○既存杭の補強 ○図示による（_____） ○_____
○既存杭の健全性を確認する試験
○行う ○図示による（_____） ○_____
○行わない

○ 2 柱補強

[8.2.6][8.23.5、6][8.24.1～5]
○溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法
○構造体用モルタル
材料 ○改修標準仕様書 8.2.6
圧縮強度 ○図示 ○_____
フロー値 ○図示 ○_____
○鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法
○連続繊維補強工法

○ 3 連続繊維ｼｰﾄ巻き

[8.2.13][8.24.1～7]
連続繊維の材料
○炭素繊維 ○アラミド繊維 ○_____
引張強度、ヤング係数（含浸硬化後）
○図示による（_____）
工法
☒（一財）日本建築防災協会の評価を受けた工法
○_____
下地処理
ひび割れ部の改修工法の種類
○樹脂注入工法 ○Uカットシール材充填工法 ○シール工法
柱の隅角部の面取り
☒工法の評価内容による
連続繊維補強材の引張強度試験
○引張強度試験
☒JIS A 1191（コンクリート用補強用FRPシートの引張試験方法）による
○_____
試験数量
○図示による（_____）
○付着強度試験
☒JIS A 6909（建築用仕上塗材）による
○_____
試験数量
○図示による（_____） ○_____
補強工事後の仕上げ
○図示による（_____）

○ 4 耐震スリット

[8.25.2]
幅及び深さ
○図示による（_____） ○_____
設置箇所
○図示による（_____） ○_____

既存撤去部の配管等の探査方法
○鉄筋探査器（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管等の位置の墨出しを行う
鉄筋探査器の探査方式
○電磁波レーダー法（3D表示対応型）
○電磁波レーダー法又は電磁誘導法
○はつり出し
○_____
スリット充填材
○耐火材
使用箇所及び仕様
○図示による（_____） ○_____
○遮音材
使用箇所及び仕様
○図示による（_____） ○_____
撤去部の補修
○撤去材と同一で補修 ○_____

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	建築改修工事特記仕様書（構造2）		
作成年月日	令和 ８年 ７月		
縮 尺		図面番号	Ｓ－２
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

構造関係共通事項

1．総　則

1.1 適用範囲

（1）構造関係共通事項は、総則、構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）から構成される。

（2）構造関係共通図（配筋標準図）は、鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。

（3）構造関係共通図（鉄骨標準図）は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。

（4）構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）以外について、図面及び監督職員の指示による。

1.2 優先順位

（1）設計図書間で配筋方法等に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。

1．特記仕様書
2．設計図
3．構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図）
4．標準仕様書及び改修標準仕様書

1.3 用語の定義

（1）設計図とは、建築構造図のうち特記仕様書、構造関係共通図以外の図面をいう。

（2）異形鉄筋の径（本文、図、表において「d」で示す）は、呼び名に用いた数値とする。

（3）長さ、厚さ等の単位は、特記なき限り㎜とする。

1.4 記号等

図面で使用する記号等は、表1.1～表1.8、図1.1を標準とする。

表1.1　異形鉄筋の断面表示記号

区分＼径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築	●	×	∅	●	○	⊙	⊗	◎

表1.2　各階伏図における記号

記号	説明	記号	説明
S※	スラブの配筋種別		杭の位置
	スラブ厚さ		試験杭の位置
	階段の配筋種別		打増しの範囲
DO	土間コンクリート		スラブ開口
	コンクリートブロック壁（CB壁）		ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	（±　）	FLからの上がり下がり
EW○○ EKW○○ ERW○○	耐力壁の種別 片持ちスラブを受け、かつ耐力壁の種別 土圧を受け、かつ耐力壁の種別	W○○ KW○○	一般壁の種別 片持ちスラブ形階段を受け、かつ一般壁の種別

表1.3　梁貫通孔記号

区分＼径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建　築															

表1.4　スリーブ材質の凡例

管　名	鋼　管	溶融亜鉛めっき鋼版	硬質塩化ビニル管（薄肉管）	つば付き鋼管（黒管）
記号（建築用）	SP（白管）	GA	VU	RS

※建築用以外のスリーブ材質は各工事による。

表1.5　高力ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
高力ボルト（F10T、S10T）	●	●	●	●	●
溶融亜鉛めっき高力ボルト（F8T相当）					

表1.6　普通ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
普通ボルト	○	ϕ	ϕ	ϕ	ϕ

表1.7　溶接継手及び溶接面の分類別記号

分　類			記　号
溶接継手	完全溶込み溶接	突合わせ継手	B
		T型継手	T
		かど継手	L
	隅肉溶接		F
	部分溶込み溶接		P
	重ねアーク溶接（フレア溶接）		FL
溶接面	片面溶接		1
	両面溶接		2

表1.8　溶接の補助記号

区　分	補助記号
現場溶接	⚑
全周溶接	○
全周現場溶接	⚑○
断続溶接の長さ及び間隔	L－P

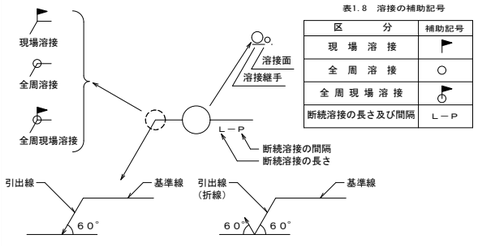

※特記無き限り、完全溶込溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。

図1.1　溶接記号の記載例

2．構造関係共通図（配筋標準図）

1 鉄筋の加工

鉄筋の折曲げ内法直径は、表1.1を標準とする。

表1.1　鉄筋の折曲げ内法直径

折曲げ角度	折曲げ図（余長）	鉄筋の種類	折曲げ内法直径(D) SD295、SD345		SD390
		呼び名	D16 以下	D19 ～ D38	D19 ～ D38
180°	4d 以上		3d 以上	4d 以上	5d 以上
135°	6d 以上				
90°	8d 以上				
135°及び90°（幅止め筋）	4d 以上 / 4d 以上				

1．片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は 4d 以上とする。

2．90°未満の折曲げの内法直径は構造図による。

2 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。

（1）柱及び梁（基礎梁を除く）の出隅部

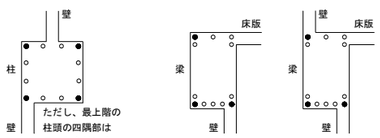

図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋（ ● 印）

（2）煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）

（3）杭基礎のベース筋

（4）帯筋、あばら筋及び幅止め筋

3 継手及び定着

（1）鉄筋の重ね継手

(ｱ) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。

(ｲ) 柱及び梁主筋並びに耐力壁を除く鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。

表3.1　鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	L1（フックなし）	L1h（フックあり）
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24，27	35d	25d
	30，33，36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24，27	40d	30d
	30，33，36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24，27	45d	35d
	30，33，36	40d	30d

（注）1．L1，L1h：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。

2．フックありの場合のL1hは、図3.1に示すようにフック部分Ω を含まない。

3．軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

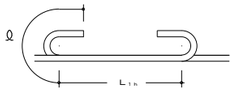

図3.1　フックありの場合の重ね継手の長さ

(ｳ) 耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、フックありなしにかかわらず40d以上（軽量コンクリートの場合は50d ）又は表3.1の重ね継手の長さのうち、いずれか大きい値とする。

(ｴ) 隣り合う継手の位置は、表3.2による。

ただし、スラブ筋で D16 以下の場合及び壁筋の場合は除く。

表3.2　隣り合う継手の位置

手継ぎ重ね	フックありの場合	a＝0.5L1h　a≧0.5L1h
	フックなしの場合	a＝0.5L1　a≧0.5L1
手継ぎ溶接 手継ぎ圧スガ	—	ガス圧接継手・溶接継手　a≧400㎜
手継ぎ式機械	—	カップラー　a≧400㎜、かつ、a≧(b+40)㎜

（2）鉄筋の定着

(ｱ) 鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。

表3.3　鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	直線定着の長さ L1	L2	L3 小梁	L3 スラブ	フックあり定着の長さ L1h	L2h	L3h 小梁	L3h スラブ
SD295	18	45d	40d	20d（片持小梁の場合は25d）	10d かつ 150㎜ 以上（片持スラブの場合は25d）	35d	30d	10d	—
	21	40d	35d			30d	25d		
	24，27	35d	30d			25d	20d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD345	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24，27	40d	35d			30d	25d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD390	21	50d	40d			35d	30d		
	24，27	45d	40d			35d	30d		
	30，33，36	40d	35d			30d	25d		

（注）1．L1，L1h：2から4以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。

2．L2，L2h：割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。

3．L3　　：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。

4．L3h　　：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。

5．フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分 Ωを含まない。また、中間部での折曲げは行わない。

6．軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

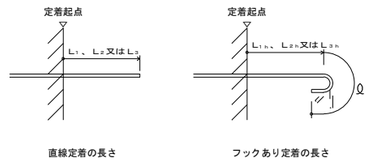

図3.2　直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

(ｲ) 梁主筋の柱内折曲げ定着又は小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図3.3により、次の(a)、(b)及び(c)をすべて満足するものとする。

(a)　全長は表3.3に示す直線定着の長さ以上

(b)　余長は 8d 以上

(c)　仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さLa及びLbは表3.4に示す長さとする。

ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

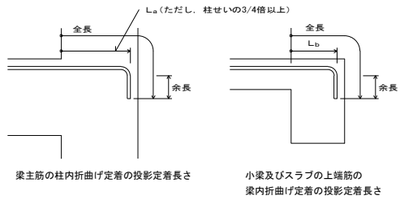

図3.3　折曲げ定着の方法

表3.4　鉄筋の投影定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	La	Lb
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24，27	15d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24，27	20d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24，27	20d	20d
	30，33，36	20d	15d

（注）1．La：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。（基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。）

2．Lb：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）

3．軽量コンクリートの場合は、表の値に５dを加えたものとする。

(ｳ) 溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。

なお、L1は表3.1に、L2及びL3は表3.3による。

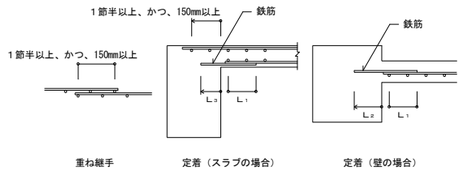

図3.4　溶接金網の継手及び定着

(ｴ) スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

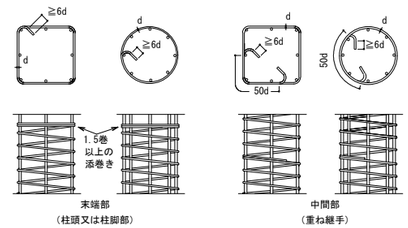

図3.5　スパイラル筋の継手及び定着

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

（1）鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。

ただし、柱及び梁の主筋に D29 以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1　鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ（単位：mm ）

構造部分の種別				最小かぶり厚さ
土に接しない部分	スラブ，耐力壁以外の壁	仕上げあり		20
		仕上げなし		30
	柱，梁，耐力壁	屋内	仕上げあり	30
			仕上げなし	30
		屋外	仕上げあり	30
			仕上げなし	40
	擁壁，耐圧スラブ			40
土に接する部分	柱，梁，スラブ，壁			40
	基礎，擁壁，耐圧スラブ			60
煙突等高熱を受ける部分				60

（注）1．この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートには適用しない。

また、塩害を受けるおそれのある部分等耐久性上不利な箇所には適用しない。

2．「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。

3．スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。

4．杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭天端からとする。

（2）柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10㎜を加えた数値を標準とする。

（3）鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

（4）鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。

(ｱ) 粗骨材の最大寸法の1.25倍

(ｲ) 25㎜

(ｳ) 隣り合う鉄筋の径（呼び名の数値）の平均の1.5倍

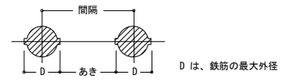

図4.1　鉄筋相互のあき及び間隔

（5）鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(4)による。

（6）貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

5.1 基礎梁

（1）一般事項

(ｱ) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

(ｲ) 梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(2)(ｴ)による。

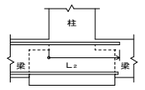

図5.1　梁筋の基礎梁内への定着

（2）独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。

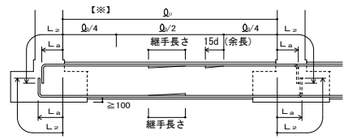

（注）1．図示のない事項は、7.1による。

2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。

3．破線は、柱内定着の場合を示す。

4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

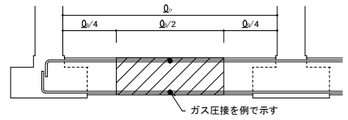

図5.2　主筋の継手、定着及び余長（その１）

（3）独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.3による。

ただし、耐圧スラブが付く場合は、（4）による。

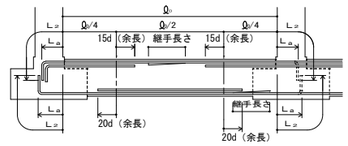

（注）1．図示のない事項は、7.1による。

2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。

3．破線は、柱内定着の場合を示す。

4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

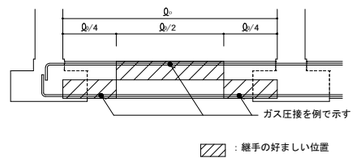

図5.3　主筋の継手、定着及び余長（その２）

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	構造関係共通事項１		
作成年月日	令和　８年　７月		
縮尺	―――	図面番号	S－３
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

(4) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。
(耐圧スラブがつく場合を含む)

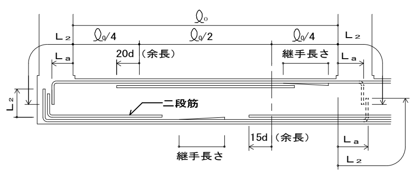

(注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
2. ═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋ののみ込み長さ(柱せいの3/4倍以上)

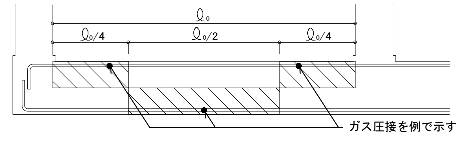

図5.4 主筋の継手、定着及び余長(その3)

5.2 基礎梁のあばら筋等

(1) 一般事項
(ｱ) あばら筋の径および間隔は、設計図による。
(ｲ) あばら筋組立の形及びフックは7.2(2)、副あばら筋組立の形及びフックの位置は7.2(3)による。
ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図5.5によることができる。

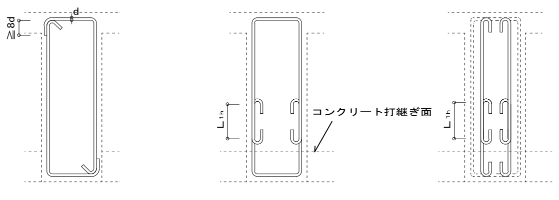

図5.5 あばら筋組立の形及びフックの位置

(2) 腹筋及び幅止め筋は、7.2による。ただし、梁せいが1.5m以上の場合は設計図による。

(3) あばら筋の割付けは、7.2(4)による。

6.1 柱

(1) 一般事項
(ｱ) 継手中心位置は、梁上端から500mm以上、かつ、ho/4 (hoは柱の内法高さ) 以上離した位置とする。
(ｲ) 継手、定着及び余長は、図6.1による。
ただし、柱頭定着長さL₂ が確保できない場合は、設計図による。

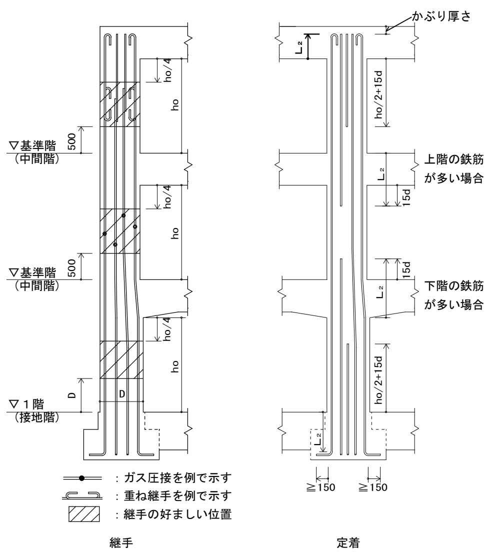

(注) 1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
2. 隣り合う継手の位置は、表3.2 [隣り合う継手の位置] による。
3. 継手及び定着は、すべての階に適用できる。

図6.1 柱主筋の継手、定着及び余長

(2) 柱打増し部
(ｱ) 打増し部分に、壁、梁及びスラブ等がとりつく場合は、壁、梁及びスラブ筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。
(ｲ) 土に接する柱周囲の打増しは図6.2による。

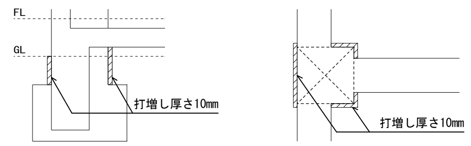

図6.2 柱打増し部

6.2 帯筋

(1) 帯筋の種類及び間隔は、設計図による。

(2) 帯筋組立の形は図6.3により、適用は設計図による。
(ｱ) H形の135° 曲げのフックが困難な場合は、W－Ⅰ形とする。
(ｲ) 溶接する場合の溶接長さLは、両面重ねアーク溶接の場合は 5d 以上、片面重ねアーク溶接の場合は10d 以上とする。
(ｳ) ＳＰ形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻き行う。

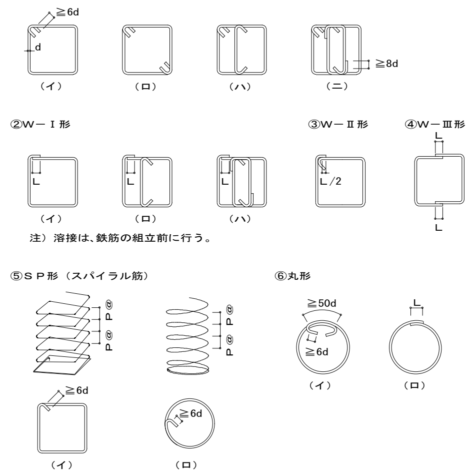

図6.3 帯筋組立の形

(3) フック及び継手の位置は交互とする。

(4) 帯筋の割付けは図6.4とし、それ以外の場合は設計図による。

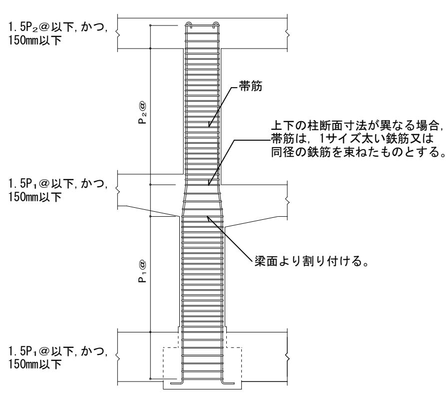

(注) 1. 柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P₁@または1.5P₂@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。
2. 図中のP₁@ 、P₂@は、特記された帯筋の間隔を示す。

図6.4 帯筋の割付け

7.1 大梁

(1) 一般事項
(ｱ) 梁の上がり下がりは FLを基準とした寸法値とする。
(ｲ) 地中梁下の砂利地業厚及び捨てコンクリート地業厚は設計図による。
(ｳ) 打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取り付く場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。

(2) 大梁主筋の継手及び定着の一般事項
(ｱ) 継手中心位置は、次による。
上端筋:中央 ℓo/2以内
下端筋:柱面より梁せい(D)以上離し、ℓo/4を加えた範囲以内
(ｲ) 継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。
(ｳ) 梁筋は、連続端で柱に接する梁の主筋が、同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

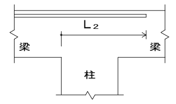

図7.1 梁主筋の梁内定着

(ｴ) 梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は3(2)(ｲ)による。
上端筋:曲げ降ろす
下端筋(一般):原則、曲げ上げる。
下端筋(ハンチ付き):原則、曲げ上げる。
(ｵ) 梁にハンチをつける場合、その傾斜は設計図による。
(ｶ) 段違い梁は、図7.2による。

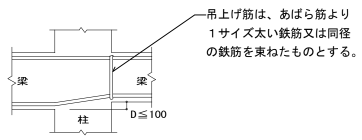

図7.2 段違い梁

(3) ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。

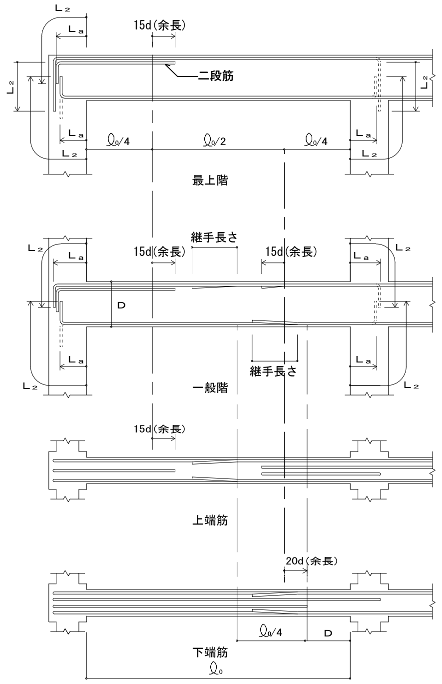

(注) 1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合(基礎梁を除く)には、フックを付ける。
2. ═══ 印は、継手及び余長を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋ののみ込み長さ(柱せいの3/4倍以上)

図7.3 大梁の重ね継手、定着及び余長

(4) ハンチのある場合の定着及び余長は、図7.4による。

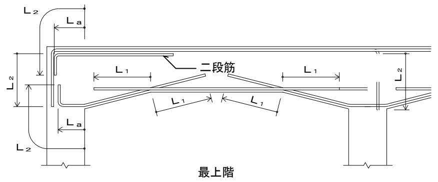

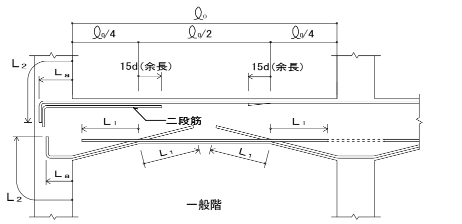

(注) 1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合(基礎梁を除く)には、フックを付ける。
2. ═══ 印は、継手及び余長を示す。
3. 梁内定着の端部下端筋が接近するときは、 ::::::::::のように引き通すことができる。
4. 破線は、柱内定着を示す。
5. 梁主筋ののみ込み長さ(柱せいの3/4倍以上)

図7.4 ハンチのある大梁の定着及び余長

7.2 あばら筋等

(1) あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項
(ｱ) あばら筋の種類、径及び間隔は、設計図による。
(ｲ) 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。
ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ、定着長さは設計図による。
(ｳ) 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。

(2) あばら筋組立の形及びフックの位置
(ｱ) 形は、図7.5.1①とする。
ただし、L形梁の場合は②または③、T形梁の場合は②～④とすることができる。

(ｲ) フックの位置
(a).①の場合は交互とする。
(b).②の場合 L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。
(c).③の場合は床版の付く側を 90° 折曲げとする。

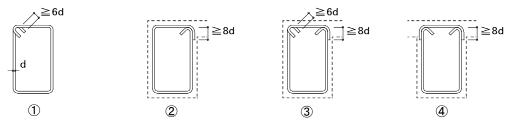

図7.5.1 あばら筋組立の形

(3) 副あばら筋組立の形及びフックの位置
形は、図7.5.2⑤または⑥とする。
ただし、L形梁またはT形梁の場合は⑦とすることができる。

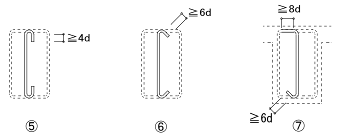

図7.5.2 副あばら筋組立の形

(4) あばら筋の割付け
(ｱ) 間隔が一様でハンチのない場合は、図7.6による。

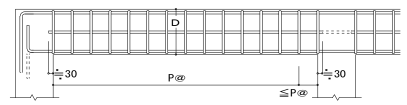

(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.6 あばら筋の割付け(その1)

(ｲ) 間隔が一様でハンチのある場合は、図7.7による。

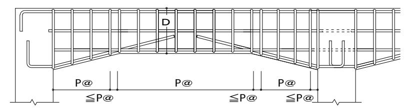

(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.7 あばら筋の割付け(その2)

(ｳ) 梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。

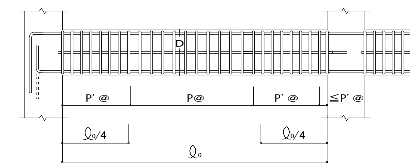

(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のP@、P' @は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.8 あばら筋の割付け(その3)

(ｴ) 腹筋及び幅止め筋
一般の梁は、図7.9による。

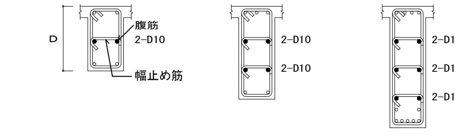

600≦D<900　　900≦D<1,200　　1,200≦D<1,500

1. 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
2. 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。

図7.9 腹筋および幅止め筋

7.3 小梁

(1) 小梁主筋の継手、定着及び余長
連続小梁の場合は、図7.10による。

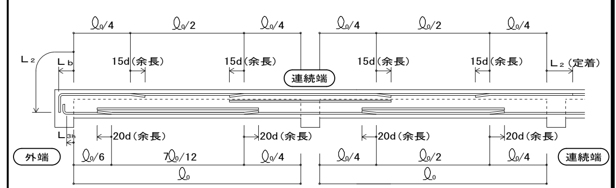

(注) 1. 図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2. ═══ 印は、余長位置を示す。

図7.10 小梁主筋の継手、定着及び余長(その1)

(2) 単独小梁の場合は、図7.11による。

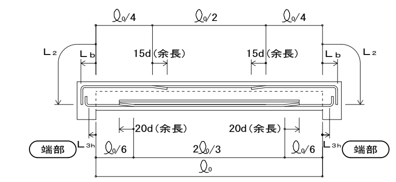

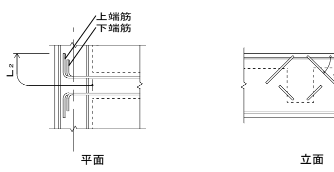

直交する梁へ斜めに定着する場合

(注) 1. 図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2. ═══ 印は、余長位置を示す。

図7.11 小梁主筋の継手、定着及び余長(その2)

(3) あばら筋は、7.2による。

7.4 片持梁

(1) 片持梁主筋の定着及び余長
(ｱ) 先端に小梁のない場合は、図7.12による。

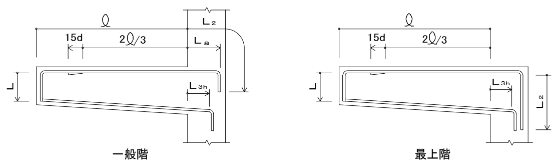

(注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
2. ═══ 印は、余長位置を示す。
3. 先端の折曲げの長さLは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。

図7.12 片持梁主筋の定着及び余長

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	構造関係共通事項2		
作成年月日	令和　8年　7月		
縮尺	――	図面番号	S－4
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

(4) 先端に小梁がある場合は、図7.13による。

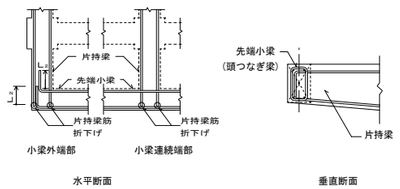

(注) 1. 図示のない場合は、(7) による。
2. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

図7.13 片持梁主筋の定着

(2) あばら筋は、7.2による。

8.1 壁

(1) 一般事項

(7) 一般壁配筋の重ね継手の長さをL_1とし、耐力壁筋の重ね継手の長さは特記による。
また、定着長さはL_2とし、鉄筋の継手位置は、柱・壁部以外とする。

(4) 幅止め筋は、縦横ともD10-1,000@@程度とする。

(ｳ) 打増し部分に、壁及びスラブ等が取り付く場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打増し部分は含まない。

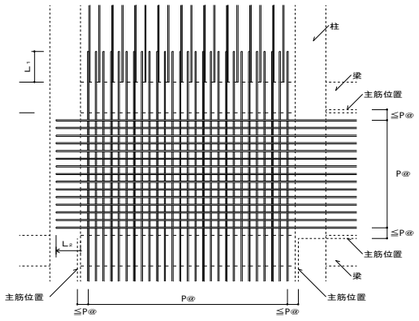

図8.1 壁の配筋

(2) 壁の配筋は表8.1により、種別は設計図による。

表8.1 壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)
W12	D10-200@シングル	120
W15A	D10-150@シングル	150
W15B	D10-100@シングル	
W18A	D10-200@ダブル	180
W18B	D10-150@ダブル	
W20A	D10-200@ダブル	200
W20B	D10-150@ダブル	

(注) 壁筋の配筋順序は、規定しない。

(3) 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋は表8.2により、種別は設計図による。

表8.2 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋

種別	縦筋及び横筋		断面図 (mm)	階段の配筋種別(表10.1)
KW1	縦筋	D13-200@ダブル	180	KA1
	横筋	D10-200@ダブル		KA3
KW2	縦筋	D13-150@ダブル	200	KA2
	横筋	D10-200@ダブル		KA4

(注) 縦筋は、横筋の外側に配筋する。

(4) 土圧を受ける壁の配筋は、構造図による。

(5) 壁の交差部及び端部の配筋は、図8.2による。

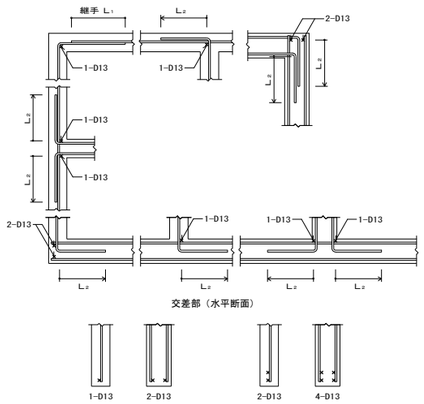

図8.2 壁の交差部及び端部の配筋

8.2 壁の補強

(1) 壁開口部の補強

(7) 耐力壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8.3、B形は表8.4とし、適用は構造図による。
なお、耐力壁の補強筋は、構造図による。

表8.3 壁開口部補強筋(A形)

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	1-D13	1-D13
W18, W20	2-D13	2-D13

表8.4 壁開口部補強筋(B形)

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	2-D13	1-D13
W18, W20	4-D13	2-D13

(4) 壁開口部補強の定着長さは、図8.3による。

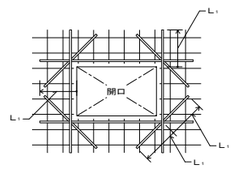

図8.3 壁開口部補強筋の定着長さ

(2) コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、設計図による。

9.1 スラブ

(1) スラブ及び土間コンクリートの上がり下がりは、FLを基準とした寸法値とする。
(2) 土間スラブ下の砂利地業厚及び捨てコンクリート厚は設計図による。
(3) 土間コンクリート補強筋(D0)の配筋及びコンクリート厚さは設計図による。
(4) スラブの配筋(S形配筋)は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

表9.1 S形配筋

配筋種別	短辺方向(主筋)全域	長辺方向(配力筋)全域
S 1	D13-100@	D13-100@
S 2	同 上	D13-150@
S 3	同 上	D10,D13-150@
S 4	D13-150@	D13-150@
S 5	同 上	D10,D13-150@
S 6	同 上	D10-150@
S 7	D10,D13-150@	D10,D13-150@

配筋種別	短辺方向(主筋)全域	長辺方向(配力筋)全域
S 8	D10,D13-150@	D10-150@
S 9	同 上	D10-200@
S10	D10,D13-200@	D10,D13-200@
S11	同 上	D10-200@
S12	同 上	D10-250@
S13	D10-200@	D10-200@
S14	同 上	D10-250@

(注)上端筋,下端筋とも同一配筋とする。

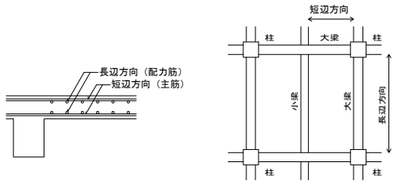

図9.1 スラブの配筋

(5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
(6) 原則として引き通し、鉄筋の重ね継手長さはL_1とする。
(7) 定着長さ及び受け筋は、図9.2による。
ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

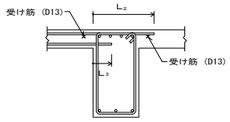

図9.2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その1)

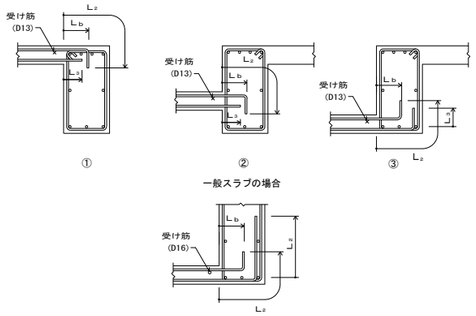

図9.3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その2)

9.2 片持スラブ

片持スラブは、プレキャストコンクリート部材または現場打コンクリート部材とする。
プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は、構造図による。

(1) 片持スラブの配筋(CS形配筋)は、表9.2並びに図9.4及び図9.5により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

表9.2 CS形配筋

配筋種別		主筋
CS1	上	D13-100@
	下	D13-200@
CS2	上	D13-150@
	下	D13-300@
CS3	上	D10,D13-150@
	下	D10,D13-300@
CS4	上	D10,D13-200@
	下	D10-200@

配筋種別		主筋
CS5	上	D10-200@
	下	D10-400@
CS6	上	D10,D13-200@
	下	——
CS7	上	D10-200@
	下	——

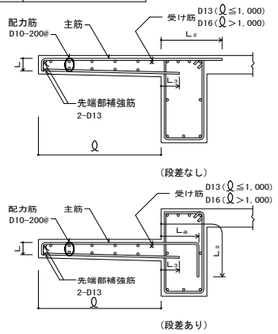

(注)先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.4 片持スラブの配筋(CS1 からCS5)

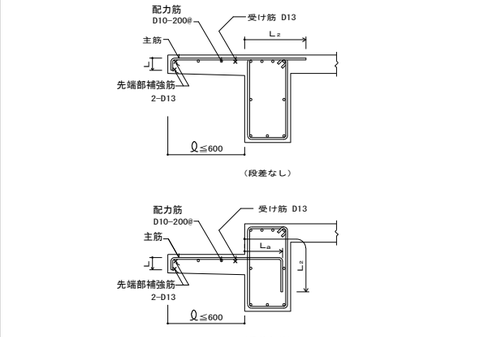

(注)先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.5 片持スラブの配筋(CS6及びCS7)

(2) 先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。

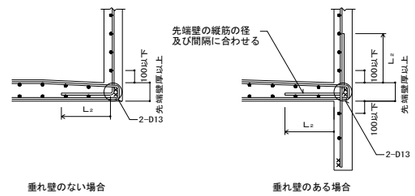

図9.6 先端に壁が付く場合の配筋

(3) 出隅部

(7) 補強の配筋は設計図により、配筋方法は、図9.7による。

(4) 出隅受け部分(図9.7の斜線部分)の補強筋は設計図による。

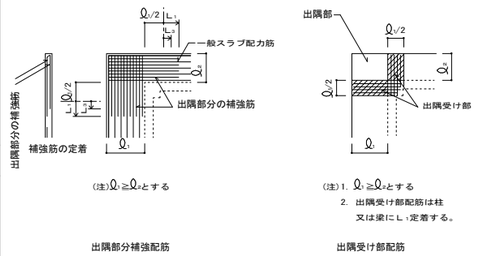

図9.7 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

9.3 スラブ等の補強

(1) スラブ開口部の補強

スラブ開口部の補強方法は、構造図による。構造図になければ、(7)(4)による。

(7) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合は、図9.8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13(ℓ=2L_1)シングルを上下筋の内側に配筋する。

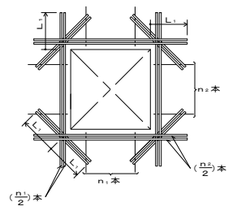

図9.8 スラブ開口部の補強配筋

(4) スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

(2) 屋根スラブの補強

屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

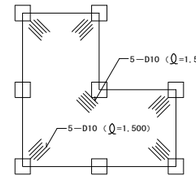

図9.9 出隅及び入隅部の補強配筋

(3) 土間スラブの打継ぎ補強

基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9.10による。
ただし、土間スラブとは、土に接するスラブで S形の配筋によるものをいう。

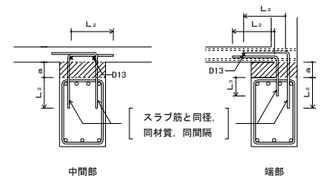

(注) a≦300の場合

図9.10 打継ぎ補強配筋

(4) 土間コンクリートの補強

土間コンクリートの補強筋は、設計図による。なお、基礎梁との接合部は、図9.11による。

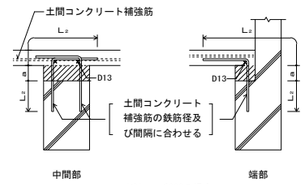

(注) a≦300の場合

図9.11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10.1 片持スラブ形階段

片持スラブ形階段の配筋は、表10.1及び図10.1により、寸法及び配筋種別は、設計図による。

表10.1 片持スラブ形階段の配筋

t : スラブ厚さ

配筋種別	KA1	KA2
配筋図	D13, D13, D10-300@, D10-300@, t	2-D13, D13, D10-300@, D10-300@, t
配筋種別	KA3	KA4
配筋図	D10-300@, t, t, D13, D13	D10-300@, t, t, D13, 2-D13

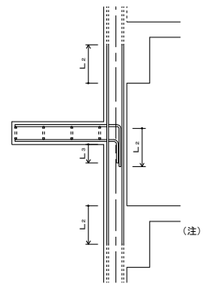

(注) 1. 壁配筋は、8.1(3)による。
2. 階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に下ろす。
3. スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、表3.3
[鉄筋の定着の長さ]のL_2とする。

図10.1 片持スラブ形階段配筋の定着

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	構造関係共通事項3		
作成年月日	令和 8年 7月		
縮尺	——	図面番号	S－5
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

特記なき限り下記とする。
コンクリート Fc=24N／mm2
鉄筋 SD295
尚、寸法等は施行前に実測調査確認を行うこと。

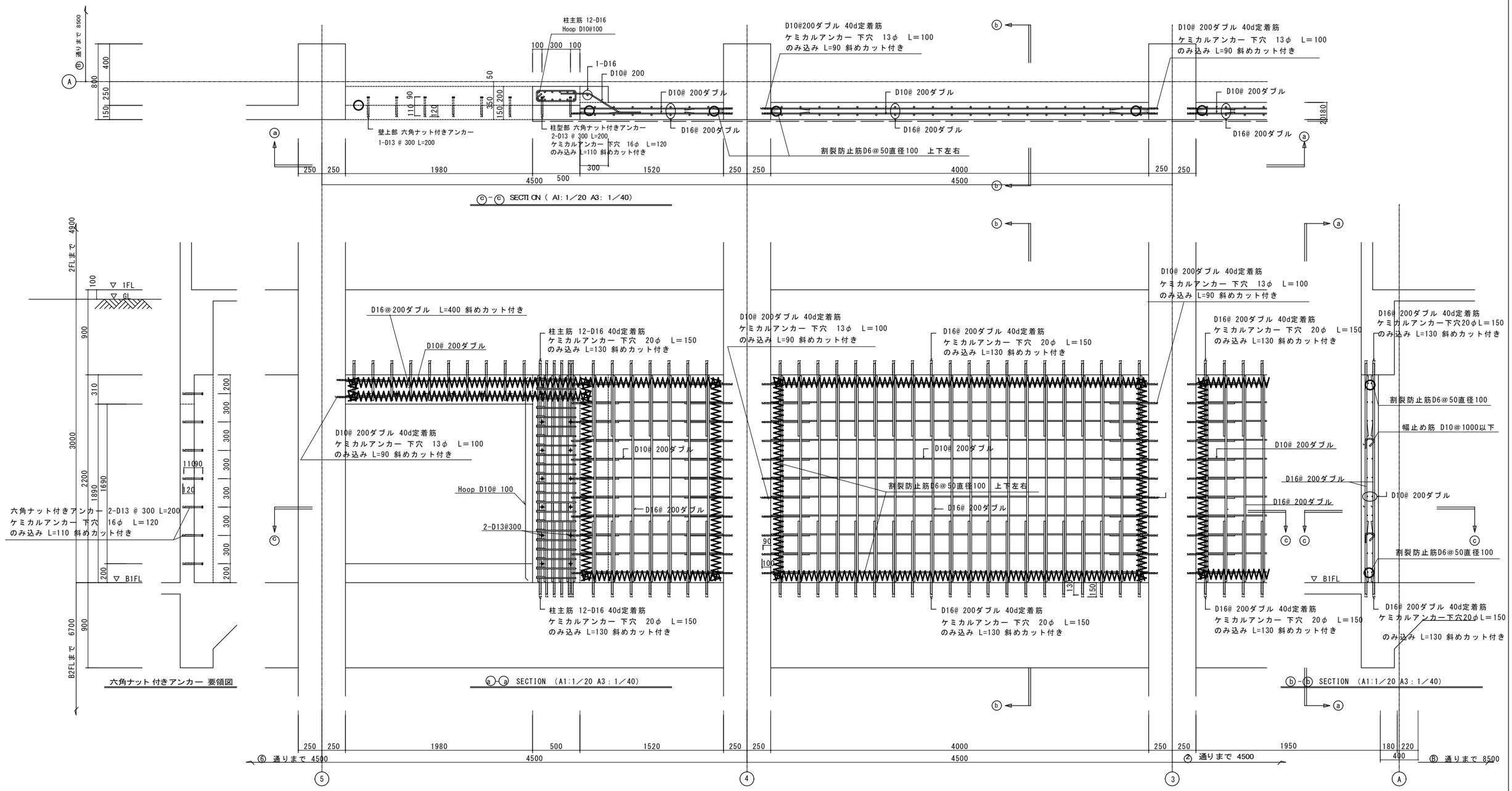

六角ナット 付きアンカー 要領図

共通事項
新設壁周囲は （スパイラル）
割裂防止筋D6@50直径100 上下左右

施工の確認 （非破壊引張試験）
ケミカルアンカーの確認は、目視及び打診による全数検査
施工後の引張試験は許容引張荷重の2/3まで加力し記録に残すこと
許容引張荷重は、メーカーの基準値とすること
（参考）設計引張耐力 D10 18.37kN、 D13 17.58kN、 D16 44.24kN

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	配筋詳細図		
作成年月日	令和 8年 7月		
縮尺	1／20	図面番号	S－6
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

工事名称　湖川取水場ポンプ室補強工事

フレックス工期契約制度
○　適用する　工事着手期限日（　　年　　月　　日）　工期の終期日（　　年　　月　　日）　　●　適用しない
留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所の設置、資機材等の発注及び工場製作を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

Ⅰ．工事概要

1.工事場所　　千葉県富津市敷馬７

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
湖川取水場	ＲＣ造	２	550.5			

3.工事種目（●　印の付いたものを適用し、○　印の付いたものは適用しない。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別				
	配管室				屋外
○　受変電設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式
●　電灯設備	●　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　動力設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　雷保護設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　電力貯蔵設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　発電設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　構内情報通信網設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　構内交換設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　情報表示設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　映像・音響設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　拡声設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　誘導支援装置	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　テレビ共同受信設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　監視カメラ設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　防犯・入退室管理設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
●　火災報知設備	●　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○　中央制御監視設備	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○
○	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式
○	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式
○　構内配電線路	○	○	○	○	○　一式
○　構内通信線路	○	○	○	○	○　一式
○	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式	○　一式

4.指定部分　●　無　　○　有（対象部分　　）
指定部分工期　　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1.共通仕様
工事発注に関する説明事項書（質疑に対する回答書を含む）、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編）（令和7年版）」（以下、「改修工事標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「標準図」という。）による。

2.提出様式
本工事で用いる提出書類の様式は、県発注・営繕工事関連提出書類一覧（下記URL）によるほか、監督職員の指示による。
https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、●　印の付いたものを適用し、○　印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
●　一般事項（建築工事による）	●　電気工作物の種類	●　事業用電気工作物（自家用電気工作物）　　○　一般用電気工作物
	○　電気保安技術者	本工事現場に置く電気保安技術者は、監督員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	●　施工従事者	電気工作物においては法令で定める電気工事士とする。契約電力 500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
	○　化学物質を放散させる建築材料等	1.本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3)接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4）1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2.設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは、次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。 1)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2)建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4)建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	●　ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	○　適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ○　風圧力 風速　（Vo=　　m/s） 地表面粗度区分　（○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ） ○　積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
	○　材料・機材の品質等	1.本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、適常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2.下記の表に機材名が記載された製造業者等は、次の 1)から 6)までの全ての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定められる場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。 （表） ○　LED照明（一般屋内用に限る。） ○　照明制御装置 ○　可変速運転用インバータ装置 ○　分電盤 ○　制御盤 ○　キュービクル式配電盤 ○　高圧スイッチギア（CW形） ○　高圧スイッチギア（PW形） ○　高圧交流遮断器 ○　高圧進相コンデンサ ○　高圧限流ヒューズ ○　高圧負荷開閉器 ○　高圧変圧器（特定機器） ○　交流無停電電源装置 ○　太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置） ○　監視カメラ装置 ○　中央監視制御（監視制御装置） （表記以外に品質等の確認が必要な機材がある場合は記載する。）
	●　工事用水	構内の既存施設　　○　利用できない　　●　利用できる（●　有償　　○　無償）
	●　工事用電力	構内の既存施設　　●　利用できない　　○　利用できる（○　有償　　○　無償）
	●　監督職員事務所	○　設ける　　●　設けない
	○　工事用仮設物	構内につくることが　　○　できる　　○　できない
	○　官公署等への手続	工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、速やかに行う。
	○　足場その他	○　別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （　○　機械設備工事　　○　建築工事　　で設置する。） ○　本工事で設置する。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 ○　内部足場等（○　　種　○　　種） ○　外部足場等（○　　種　○　　種）
	○　総合試運転調整	○　本工事　○　別途 調整項目（確認方法等は監督職員の指示による。） ○　受変電設備設備及び発電設備の停復電による連動動作等の確認 ○　火災報知設備と連動する防火戸、ダンパー等の連動動作等の確認
	●　工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」による。
	●　設計図CADデータ	設計図CADデータ　：　●　貸与する　　○　貸与しない 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	●　電子納品	1.本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 ~~2.千葉県検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）から発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を携行すること。~~ ~~3.千葉県検査後は、速やかに電子媒体に部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)受領書」を監督職員に提出すること。~~なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4.「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	●　完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 提出図書等 ／ 仕様 ／ 部数 ●　完成図面 ／ ○　図面(A1版)折りたたみ製本　●　図面(A3版)見開き製本 ／ サイズ　●　A4版　○　版 ／ ●　1　部　○　部 ●　工事関係図書 ／ 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ／ ●　1　部　○　部 ○　完成写真 ／ ○　キャビネ版　○ ／ 撮影箇所　○　箇所　○　箇所 ／ ○　1　部　○　部 ○　保全に関する資料 ／ ○　建築物等の利用に関する説明書 ○　機器取扱い説明書 ○　機器性能試験成績書 ○　官公署届出書類 ○　総合試運転調整報告書 建築物等の利用に関する説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成すること。 ／ ○　2　部　○　部 ●　電子成果品 ／ 電子納品による ／ ●　2　部　○　部
	●　引渡しを要するもの	●　なし　　○　あり（　　） 特別管理産業廃棄物　○　なし　　○　あり（PCB使用機器:　　） PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
	●　建設副産物の処理等	1.共通事項 1)　「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)　「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。 3)　建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。 2.建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　　市　　町地先 イ　土質及び処理量　　第　　種建設発生土　　㎥ ウ　搬出時期　　年　　月　～　　年　　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　　㎥)は、　　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　　㎥)は、片道運搬距離　　kmに搬出するものとする。 3.路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの　　に運搬し、処理するものとする。 4.建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊（　　t）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊（　　t）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材（　　t）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥（　　t）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 5)　（　　）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 6)　（　　）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 7)　（　　）は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
	●　一般事項（建築工事による）	5.再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　　市　　町地先 イ　土質及び処理量　　第　　種建設発生土　　㎥ ウ　搬出時期　　年　　月　～　　年　　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用にあたっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1.利用先の確保 建設発生土情報交換システム(コブリス・プラス)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間流用により利用先の確保に努める。 2.中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3.品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4.一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には、廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。
	○　建設発生土の処理	○　埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
	○　環境への配慮	1.千葉県で定める「環境配慮物品調達方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。 2.「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目の判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）による。 3.環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材(材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
	●　環境対策	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	○　化学物質の濃度測定	○　施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。 ○　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○　パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。） 測定はパッシブ型採集機器により行う。 着工前の測定　○　行わない　　○　行う 測定対象室　○　図示　　○　（　　） 測定個所数　○　図示　　○　（　　） 測定値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。
	●　保険	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 1)被保険者　　発注者、受注者及びその全下請負人 2)保険金額　　請負代金全額 3)保険期間　　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	●　工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、工事実績データを作成する。 また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 1)工事受注時　　契約締結後10日以内 2)登録内容の変更時　　契約事項の確定日から10日以内 3)工事完成時　　工事完成後10日以内
	●　工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	●　過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5)建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6)以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	●　創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。
	●　安全対策	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。

工事名	湖川取水場ポンプ室補強工事
図面名	電気設備工事特記仕様書(1)
作成年月日	令和　8年 7月
縮尺	－　(A-1) －　(A-2) ／ 図面番号 ／ E- 1
会社名	
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所

章	項目	特記事項
●一般事項（建築工事による）	○中間検査	○中間検査を実施する。 （回数　　回、　実施時期　　工事完了時） 中間検査の範囲 （　　）
	○中間検査の対象工事	本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という。）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1)調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2)中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	○条件明示項目	○　施工可能期間 月　日～　月　日（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○　改修工事の部分使用 月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所（　　）
	●施設点検	本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、1年目及び2年目に関係者（施設設備課、施設管理者、受注者）による施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、当課からの依頼により施設点検に立会い協力するものとする。
	●その他	本工事に含まれる建築工事、機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書（令和7年版）に準拠して行う。 情報システム課が設置した機器（アクセスポイント、サーバラック等）がある場合は、取扱いを監督職員と協議すること。
	●デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。 1)対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領２．（3）に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領２．（3）撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3)小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４．で規定されている写真編集には該当しない。 4)小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
●共通事項	○金属製露出管路（亜鉛メッキ面）の塗装	○すべて下地処理の後、塗装（調合ペイント2回塗り）を行う。 ○配線室以外の管路は、すべて下地処理の後、塗装（調合ペイント2回塗り）を行う。 ○
	○厚鋼電線管及び同附属品	電線管外面の仕上げは、　○　溶融亜鉛メッキ　○　製造者標準　とする。 電線管内面の仕上げは、　○　溶融亜鉛メッキ　○　製造者標準　とする。 電線管付属品は、　○　上記と同等の防食性能を有する防水形　○　標準品　とする。
	○フロアーブレート フロアーカバー	特記あるもの及び特殊なものを除き　○　砲金製　○　アルミ合金製　○　ステンレス製 〃　○　水平高低調整式（空転防止リング付）
	○フラッシュブレート	0A用インナーコンセント　○　樹脂製　○　アルミ合金製 特記あるもの及び特殊なものを除き　○　樹脂製　○　アルミ合金製　○　ステンレス製
	○呼び線	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
	○保温・結露防止	建築工事にてFP板（スタイロホーム等）打ち込みの箇所に取付ける位置ボックス等は、保温、結露防止処理を行う。
	○合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管（PF）は、一重管とする。
	○屋外プルボックス	○　溶融亜鉛メッキ製　○　ステンレス製　　防水形とする。
	○はつり	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッタによる。
	○既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付付属装置等を用いて施工する。
	●再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃および絶縁抵抗測定のうえ取り付けを行う。ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
	○耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。 1)設計用水平地震力 機器の重量(kN)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

章	項目	特記事項
●共通事項		設計用標準水平震度 （下表）

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

章	項目	特記事項
		【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階緩の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・水槽類に燃料小出槽を含む。 重要機器は次のものを示す。 ○　配電盤　○　発電装置（防災用）　○　直流電源装置 ○　交流無停電電源装置　○　交換機　○　自動火災報知受信機 ○　中央監視装置　○ 2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
	●工事前の絶縁抵抗測定	改修する回路の絶縁抵抗は、比較のため工事の前後で測定すること。
	○施工調査	事前調査　○　本工事　○　別途 調査項目　○　既存資料調査　○ 調査範囲　○　図示　○ 調査方法　○　図示　○ ○　はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。
	○受変電設備	○電気方式　高圧　○　三相3線式　6kV 低圧　○　三相3線式　200V　○　三相　線式　V ○　単相3線式　200V/100V　○　単相　線式　V ○　CB形(5サイクル以内)　○　PF-S形 変圧器総容量　kVA　（うち本工事に係るもの　kVA） ○主遮断機　○　高圧　kVar　○　低圧　自動力率制御（　○　あり　○　なし） ○設備容量 ○進相コンデンサ ○配電盤　○　屋内形　○　屋外形 ○絶縁ゴムマット　W1000×10t×L ○その他　1)変圧器は　○　油入形　○　モールド形　変圧器とする。 2)高圧交流負荷開閉器(LBS)はストライカ式とする。 3)変圧器のB種接地線には、漏電警報器(ELR)を設置する。 4)DS・LBS等の充電部が露出する機器には、十分な強度を有する透明アクリル板保護扉を設ける。
	●電灯設備	●電気方式　幹線　●　単相3線式　200V/100V　○　直流2線式　100V 分岐　●　単相2線式　100V　○　直流2線式　100V ○　単相2線式　200V ○ハイテンションアウトレット　○　外部固定式　○　内部固定式　○　回転形又は上下動形　○　アップ形 ○非常照明器具　○　電池内蔵形　○　電池別置形 ○配線器具　○　タンブラスイッチは　○　ワイド形　○　大角形 ○　壁付コンセントは(2口は複式で可)　○　ワイド形　○　大角形 ○非常用の照明装置の照度測定箇所数　測定数　：　監督職員の指示による。
	○動力設備	○電気方式　幹線　○　三相3線式　200V　○　相　線式　V 分岐　○　三相3線式　200V　○　相　線式　V ○機器への接続　本工事制御盤より別途電動機等への配線接続は　○　本工事　○　別途工事
	○構内配電線路	○電気方式　○　高圧　三相3線式　6kV ○　低圧　○　三相3線式　200V　○　三相　線式　V ○　単相3線式　200V/100V　○　単相　線式　V ○　単相　線式　V ○電線方式　○　地中線式　○　架空線式 ○地中線路の余長　マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○地中管の材質　○　厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層)　○　波付硬質ポリエチレン管 ○　防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS　Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 ○装柱機材　○　耐塩形(ケーブル端末処理材とも)　○　重耐塩形 ○外灯接地　○　1基毎単独　○　共用(ケーブル1芯使用) ○区分開閉器等　1)架空引込　高圧気中負荷開閉器(PAS)、(SOG+DGR)付収納箱(ステンレス製) 2)地中引込　高圧引込用気中負荷開閉器(地中引込用)(UAS)(SOG+DGR)付 ○その他　地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シート(高圧は管理者名入り)を設ける。 埋設標　○　鉄製　○　コンクリート製 標識シート　○　(GL-300　○　2倍折り)
	○構内通信線路	○配線方式　○　地中線式　○　架空線式 ○地中線路の余長　マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○地中管の材質　○　厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層)　○　波付硬質ポリエチレン管 ○　防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS　Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 ○その他　地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シートを設ける。 埋設標　○　鉄製　○　コンクリート製 標識シート　○　(GL-300　○　2倍折り)
	○その他	○上ガス対策　○　なし ○　あり(下記による) ○　自然換気口　○　ガス抜き管　○　強制換気装置　○　ガス検知器 ○　その他(　　) ○　施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項
●別表1	○接地極	接地極の材料は原則として下記による。 なお、接地棒E B（14φ）の長さは1,500mm 以上とする。 接地棒E B（10φ）はW=30mm、L=900mm（測定用は、L=1,000mm）、接地棒E B（14φ）は、W=40mm、L=1,200mm としても差し支えない。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○　共同接地	$E_{A,B}$	10Ω以下	E B（14φ）×3連－2組
○　共同接地	$E_{A,C,D}$	10Ω以下	E B（14φ）×3連－2組
○　A種接地	E_A	10Ω以下	E B（14φ）×3連－2組
○　B種接地	E_B	150/1Ω以下※	E B（14φ）×3連－1組
○　C種接地	E_C	10Ω以下	E B（14φ）×3連－2組
○　D種接地	E_D	100Ω以下	E B（10φ）×1　（L＝1,000mm）
○　D種接地	$E_{D(共)}$	100Ω以下	E B（10φ）×1　（L＝1,000mm）
○　高圧避雷器用	$E_{L,A}$	10Ω以下	E B（14φ）×3連－2組
○　交換装置用	E_t	10Ω以下	E B（14φ）×3連－2組
○　通信用(10Ω)	E_{At}	10Ω以下	E B（14φ）×3連－2組
○　通信用(100Ω)	E_{Dt}	100Ω以下	E B（10φ）×1　（L＝1,000mm）
○　電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	E B（10φ）×1　（L＝1,000mm）
○　測定用	E_0		E B（10φ）×1　（L＝1,000mm）
			又は（L＝900mm、W=30mm）

※　接地抵抗値は、電気事業者と協議のうえ決定すること。

章	項目	特記事項
	●機器取付高	図面に記載のなき場合、機器の取付高さは原則として下記による。

名称	測点	取付高(mm)
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
〃　（踊場）	〃	2,500
〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
〃　（バリアフリートイレ）	〃	1,100
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800～1,300
コンセント（車椅子用）	床上～中心	900
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
引込開閉器箱（低圧）	地上～中心	1,800～2,200
分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500
開閉器箱	〃	1,500（上端1,900以下）
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
雷保護用接地端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス（壁掛形）	地上～給油口	1,000
端子盤（EPS・電気室）	床上～中心	1,500
壁付電話機	床上～中心	1,300
親時計	〃	1,500
子時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
インターホン	〃	1,300
外部受付用インターホン子機	〃	標準図による
呼出ボタン(バリアフリートイレ)	〃	900、（400）
復帰ボタン(バリアフリートイレ)	〃	1,300
廊下表示灯(バリアフリートイレ)	〃	2,000
テレビ機器収容箱（ＥＰＳ）	〃	1,800
入退室管理装置（カードリーダ、暗証番号入力装置、バイオメトリクス照合装置）	〃	1,300
火報受信機（複合盤）、副受信機	床上～操作部	800～1,500
機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯	〃	（天井高）×0.8
連動制御器	〃	1,500
自動閉鎖装置（防火戸用）	床上～中心	1,500
ガス漏れ検知器（液化石油ガス）	〃	300
〃　（都市ガス）	天井面～中心	(天井面)－200(壁面取付の場合)

（備考）（天井高）×0.9及び(天井高）×0.8は天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
注）天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。
呼出ボタン(バリアフリートイレ)の取付高さ(400)は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

章	項目	特記事項
●別表1（つづき）	○工事区分表	図面に記載のなき場合、各工事との取り合いは原則として下記による。

	工事内容		施工区分 建築	施工区分 電気	施工区分 機械
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠	○	●	●
	埋込形(分電盤、端子盤、プルボックス) 風道、埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口 換気扇、大便器等	鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠	○	●	●
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切り込み	補強とも	●	○	○
		補強のない場合	○	●	●
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		●	●	●
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ（工場加工）		●	○	○
基礎	屋内　配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	●	／	／
	屋内　受水槽、サービスタンク	上記以外	○	●	●
	屋外　配電盤、制御盤、キュービクル	鉄筋基礎	○	●	●
	屋外　受水槽、消化水槽	無筋基礎	○	○	○
	屋上　テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	●	○	○
	屋上　高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	○	●	●
	架台、アンカーボルト		○	●	●
点検口	床、天井、壁		●	○	○
	配線ピット、トレンチピット		●	○	○
			／	／	／
配管配線	機器付属の制御盤(接地共)	一次側	○	●	○
		二次側	●	●	●
	制御盤と動力盤の間(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作　配管	○	○	○
		回路　配線（ ）	○	○	○
	天井吊り型FCU及び全熱交換形換気(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作　配管	○	○	○
		回路　配線（ ）	○	○	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線		○	●	○
その他	防油提		●	○	○
	インサート、吊りボルト		●	●	●
	換気扇枠		○	○	○
	外部取り付けギャラリー（ダクト、チャンバー接続フランジを含む）		●	○	○

章	項目	特記事項
	●施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	電気設備工事特記仕様書(2)		
作成年月日	令和　8年 7月		
縮尺	－　(A-1)－ －　(A-3)－	図面番号	E- 2
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		

地階平面図　S＝1：100

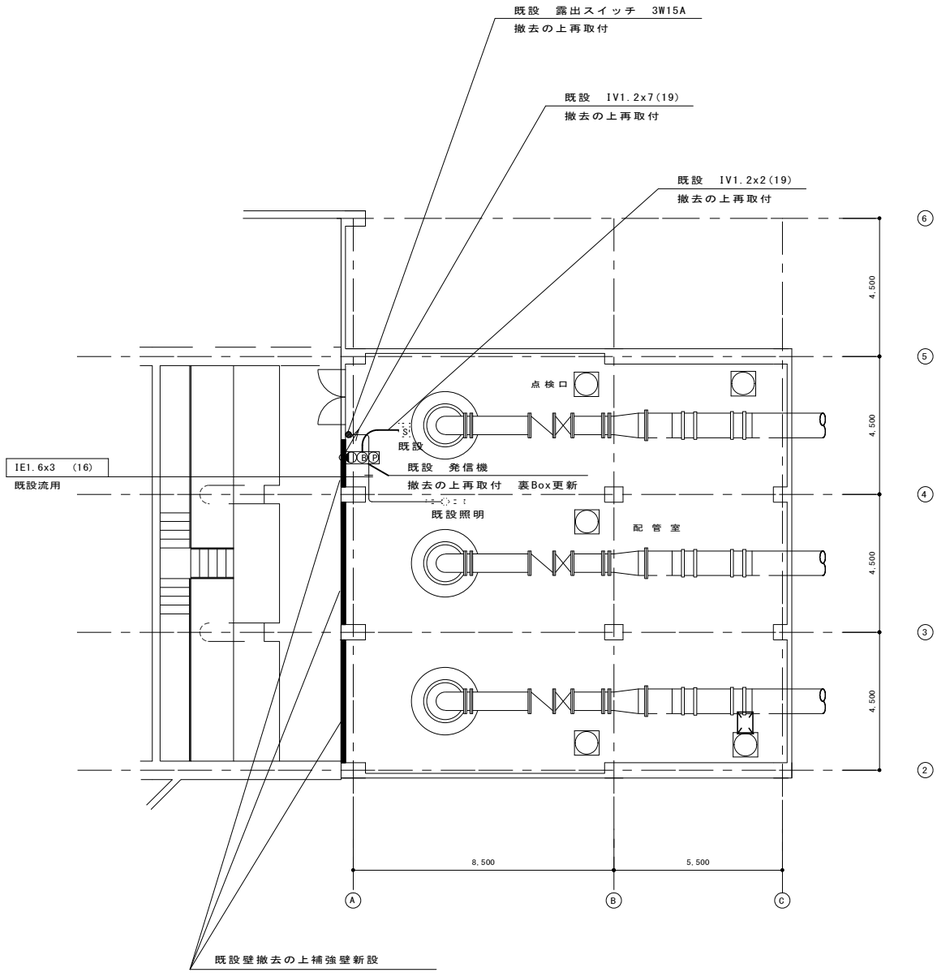

地下１階平面図

工事名	湊川取水場ポンプ室補強工事		
図面名	電気設備図		
作成年月日	令和　８年　７月		
縮尺	１／１００	図面番号	Ｅ－３
会社名			
事業者名	千葉県企業局君津工業用水道事務所		